2016年4月1日発行（毎月1回1日発行）第16巻第4号（通巻492号）昭和51年3月17日第三種郵便物認可 ISSN 1341-9498

# LIBRA

2016年 4月号

〈特集〉

## 食品表示に関する法 ―最近の改正法を中心に―

〈インタビュー〉

## 第30回 東弁人権賞受賞者

全国過労死を考える家族の会／故 黒田裕子さんの足跡

〈クローズアップ〉

## 2016年度 役員紹介

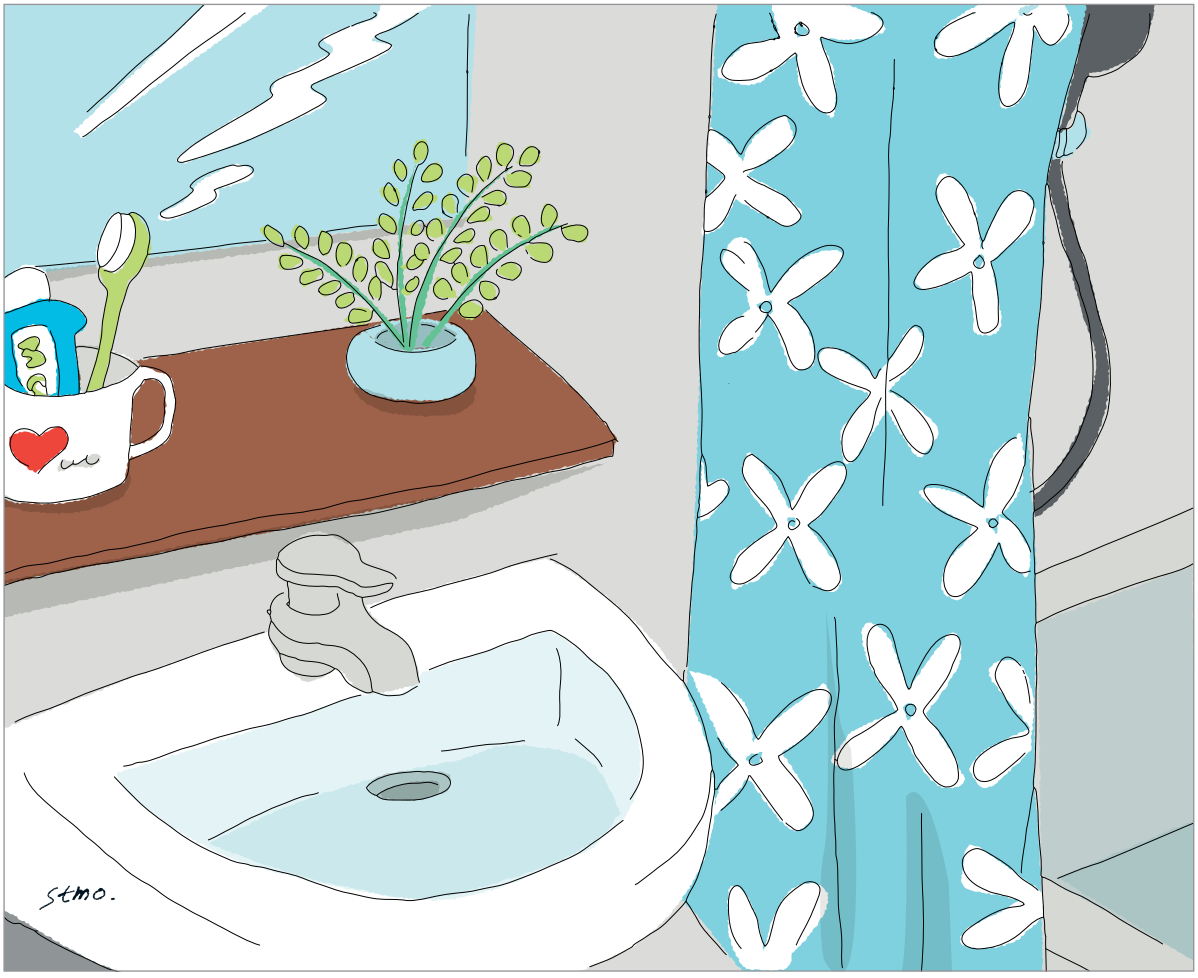


東京弁護士会

LIBRA
東京弁護士会

# CONTENTS
2016年4月号


特　集

02 **食品表示に関する法**—最近の改正法を中心に—
第1章　総論
第2章　食品表示法
第3章　景品表示法
第4章　企業コンプライアンスの視点から見た食品表示問題
第5章　食品表示に関する事例

インタビュー

26 **第30回 東京弁護士会人権賞 受賞者**
- 全国過労死を考える家族の会
- 故 黒田裕子さんの足跡

クローズアップ

34 **2016年度 役員紹介**

ニュース&トピックス

38 2015年度 沖縄調査

連 載 等

40 常議員会報告（2015年度 第11回）
43 臨時総会報告（2015年度 第2回）
47 あっせん人列伝：第3回　岡田康男会員
48 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応
第77回　業務妨害対策ロールプレイの薦め　斎藤悠貴
49 性別にかかわりなく，個性と能力を発揮できる弁護士会を
第14回　東弁国際委員会における男女共同参画推進の取組みについて　渡邊由美
50 近時の労働判例
第39回　大阪高裁平成27年10月15日判決（入れ墨調査事件）　田中芳伸
52 刑弁でGO！
第66回　振り込め詐欺事件(現金送付型･詐欺幇助罪)における無罪判決　酒田芳人
54 via moderna
第62回　法律研究部で活躍する若手に聞く～弁護士業務部 編～
廣石和也／聞き手：永里桂太郎
56 わたしの修習時代：一等弁護士を目指して　17期　吉原省三
57 67期リレーエッセイ：心と体の健康　今井良輔
58 心に残る映画：『ゆれる』　大菅俊志
59 コーヒーブレイク：熊本（長崎）旅行　佐竹 雅
60 同好会通信：vol.2 棋友会　囲碁ガール対談（その1）　鈴木かおり・舟橋史恵
61 会長声明
62 東弁･二弁合同図書館 新着図書案内
69 インフォメーション

# 食品表示に関する法
## ―最近の改正法を中心に―

昨今，表示にまつわる問題は直ちに社会的関心事となり，対応を誤った場合，企業に与える影響が甚大なものとなる傾向にある。企業法務に関わる弁護士は，表示に関する法の状況について熟知する必要が生じている。折しもメニューに関する偽表示問題等を受けて，平成 26 年に不当景品類及び不当表示防止法が改正され，監視指導体制が強化されたほか，課徴金制度については平成28年４月1日から施行されることとなった。また，平成 27 年 ４ 月には，食品表示法が施行されている。

そこで，今月号の特集では，表示に関する改正法の実務に対する影響を，食品事例を中心に検討する。表示に関する法について詳しい当会の食品安全関係法研究部の会員の方々に，一連の法改正の内容，事例解説並びに企業がとるべきリスク管理及び危機対応等について解説いただく。

（木村 容子）

CONTENTS

第１章　総論
第２章　食品表示法
第３章　景品表示法
第４章　企業コンプライアンスの視点から見た食品表示問題
第５章　食品表示に関する事例
第１　食品表示法違反事例（消費期限・製造日等改ざん事件）
第２　景品表示法違反事例（メニュー偽表示事件）
第３　不正競争防止法違反事例（外国産鶏肉偽装事件）
第４　悪質なコンプライアンス違反事例（牛肉偽装事件）

# 第1章　総 論

食品安全関係法研究部 部会長　中山 代志子（44 期）

## 1　食品産業と食品表示規制

平成28年2月3日のロイター通信によると，イタリア警察は，色を出すために硫酸銅を使ったオリーブや，シリア・トルコ産にもかかわらずイタリア産と表示したオリーブオイルを押収したという。すでにアメリカや日本に数千トン単位で販売されたということなので，今後，日本においても問題となる可能性がある。

こうした食品偽装の事例は枚挙にいとまがない。近年では食品の流通がグローバル化していることから，原材料を海外から調達する国内食品製造業者も多い。問題が発生したときに，法的な立ち位置を的確に把握し，迅速に適切な対応をとることが求められるが，その際に，依頼者に対して適切な法的支援を提供できるように，我々弁護士も，関係法令に精通しておく必要がある。たとえば仮に，偽装オリーブを「イタリア産」と表示して販売していたら，その販売店の経営者は，どのような法的問題に直面することになるのだろうか。健康被害をもたらしかねない事件であり，日本で販売されたとすれば，まず食品衛生法に抵触している可能性が高い。同時に，内容と表示の不一致によって，消費者の信頼を裏切っている点で，後述の食品表示法や不当景品類及び不当表示防止法（「景品表示法」），不正競争防止法にも抵触している可能性があり，行政規制，刑事罰，民事的な賠償など，様々な法的問題が発生することが考えられる。これらの法的結果の関係はどうなるのだろうか。このような問題をあらかじめ整理しておくことは，食品に関係するあらゆる当事者にとって有益である。

## 2　本特集の構成

本特集は，最近大きな改正が行われた食品表示に関する法令に焦点を当てて，食品をめぐる法律問題について情報を提供することを目的とする。

このためにまず，第2章から第4章において，食品表示をめぐる法令の状況を概観する。第2章では，三つの法律に散在していた規制を一つの法律へ統合するという大改正がなされた食品表示法について，次に第3章ではホテル・レストランのメニュー表示に関する事件を契機に大改正がなされ，平成28年4月から新たに改正法が施行される景品表示法について，第4章では悪質な偽装事件に関する法状況を，それぞれ概説する。食品表示法，景品表示法の運用は，いずれも消費者庁の所管であり，消費者庁の法解釈が実際の取締実務を主導する。したがって関係者とりわけ食品事業に従事する者は，消費者庁が指針，ガイドライン，Q&A等様々な形で公表している解釈基準を熟知した上で，法遵守のための具体的な方法について検証する必要がある。最後に，これらの法令の概説を踏まえて，第5章において具体的な事例を紹介し，第2章から第4章までで紹介した法令の適用関係と表示違反の結果生じる事態について考察する。

これらの情報が，食品表示問題について関心を深めていただくきっかけとなれば幸いである。

# 第2章　食品表示法

食品安全関係法研究部 部会員　八掛 順子（55期）
部会員　堤　世浩（61期）

本章では，昨年施行された食品表示法について，その概要と新たな実務の動向について，他法との関係も視野に入れて概観する。

## 1　成立経緯

平成27年4月1日，食品表示法（以下，本章において「法」という）が施行された。同法に定められている食品表示に関する基準は，従来，「食品衛生法」，「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」及び「健康増進法」の三法で定められていた。しかし，これらの管轄官庁は分かれていたため，かねてより縦割り行政の弊害が指摘されていた。そこでまず，平成21年の消費者庁の設置とともに，三法の食品表示に関する規定の所管が消費者庁へ移管され，その後，統一的に表示問題を監督できるようにするため消費者庁所管の規定を一元化したのが食品表示法である（当初は食品表示に関するあらゆる規定を網羅する法制度づくりが構想されたが，結果的には主要な三法の統合にとどまった）。

従来から食品表示は，省令，告示等の形式で定められた多くの基準により規制されてきた。上記三法から食品表示法に移管された食品表示に関する基準は合計58本にのぼるが，その大半はJAS法所定の基準である。すなわち，JAS法の食品表示基準をベースに，食品衛生法及び健康増進法の食品表示に関する基準を追加・統合したのが，現行食品表示法の実態ともいえる。

もっとも，食品表示法は単に基準を一元化しただけでなく，「消費者の権利保護（安全確保，選択の機会確保，必要な情報の提供）」と「消費者の自立支援」という基本理念の下（法第3条），従来の食品表示ルールをより積極的に推し進める形での改正も行っている（栄養成分表示の義務化，栄養強調表示のルールを国際基準に沿って改正，加工食品・生鮮食品の区分統一に伴うアレルゲン等の表示義務追加，栄養機能食品のルール変更等。主要変更点について次頁別表参照）。

## 2　食品表示法の概要

食品表示ルールのイメージを掴めるよう，食品表示法の全体構造を示した上で，食品表示に関する基準の具体的内容を説明する。

### (1)　条文構成

第1～3条　総則
第4～5条　食品表示基準
第6～10条　不適正な表示に対する措置
第11～12条　差止請求及び申出
第13～16条　雑則
第17～23条　罰則

### (2)　食品表示基準

食品表示に関する基準について定めるのは食品表示法第4条であるが，同条は「食品及び食品関連事業者等の区分ごとに」食品表示に関する基準を定めるとするのみで，具体的な基準の定めは内閣府令「食品表示基準」（平成27年3月20日内閣府令第10号。以下「食品表示基準」という）に委ねている。

食品表示基準は「食品及び食品関連事業者等」を次のとおり3階層に区分する。まず「食品」を「加工食品」，「生鮮食品」，「添加物」の3つに区分する。これは，各食品の特性等の差異に応じて製造・流通過程で求められる情報が異なることに由来する（たとえば，製造・加工の工程を経る加工食品は，生鮮食

（別表）

| | |
|---|---|
| 名称 | 焼菓子 |
| 原材料名 | 小麦粉，砂糖，マーガリン，チョコレートチップ（乳成分を含む），卵，食塩／乳化剤，香料，カラメル色素，膨張剤 |
| 内容量 | 20 枚 |
| 賞味期限 | 20XX 年 X 月 Y 日 |
| 保存方法 | 直射日光・高温多湿を避けて保存してください。 |
| 原産国名 | アメリカ合衆国 |
| 輸入者 | ㈱弁護士会　東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3 |

栄養成分表示（100g あたり）

| | |
|---|---|
| エネルギー | 471kcal |
| たんぱく質 | 5.1g |
| 脂質 | 23.0g |
| 炭水化物 | 62.0g |
| 食塩相当量 | 0.2g |

※　**従来の表示方法からの主要変更点**

(1)「小麦粉，乳成分，卵」のようなアレルギー表示は，原材料の直後に表示する方法が原則となった。（最後にまとめて表示する場合は，小麦粉，卵など原材料名から明らかにわかるものも含めて，全てのアレルゲンを表示する）

(2) 原材料と添加物の区分を「／」などで明確にする。

(3) 任意表示だった栄養成分表示が義務化された。

(4) これまで「ナトリウム○mg」と表示していたのを，食塩相当量で表示することになった。

＊東京都福祉保健局健康安全部食品監視課発行リーフレット「食品表示をみてみよう」(2015年11月）より（一部変更して転載）

品と比べて一見して得られる情報が少ないため，より多くの表示事項が求められている）。

次に，上記食品区分ごとに，これを製造・加工・販売等する主体が「食品関連事業者」である場合と「食品関連事業者以外の販売者」である場合に区分する。「食品関連事業者」と「食品関連事業者以外の販売者」とは，当該食品の製造，加工，販売等を事業として行うかどうかで区別される（たとえば，食品関連事業者とは，食品メーカー，スーパー，魚屋，レストラン，ホテルを指し，食品関連事業者以外の販売者とは，小学校のバザーで販売する保護者を指す（食品表示基準Q&Aの総則11））。後者に適用される基準は，前者に比べて若干緩和されている。

さらに，「食品関連事業者」に係る基準の中において，対象食品が「一般用（一般消費者向け）」である場合と「業務用」である場合に区分する。後者（業務用）は，そのままでは一般消費者に販売されない食品をいい，前者（一般用）に比べ基準が若干緩和されている。

### (3)　食品表示基準の具体例

食品表示基準は，上記(2)の区分に応じて，それぞれ義務表示事項，任意表示事項，表示方式，表示禁止事項という4つのルールを定める。以下，一例として，最もポピュラーといえる「加工食品」，「食品関連事業者」かつ「一般用」に関する食品表示基準（たとえばスーパーで販売される菓子類などを製造・販売する事業者に課される基準）を概観する（具体的な表示の実例は上記別表を参照されたい）。

ア　義務表示事項

義務表示事項は，横断的義務表示（すべての一般用加工食品に義務付けられる表示事項，及び，一定の一般用加工食品に義務付けられる表示事項）と個別的義務表示に分けられる。

すべての一般用加工食品に義務付けられる表示事項は，当該食品の名称，保存方法，消費期限又は賞味期限，原材料名，添加物，内容量又は固形量及び内容総量，栄養成分（たんぱく質，脂質，炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量，食品関連事業者の氏名又は名称及び住所，製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名

称である（食品表示基準第3条1項）。

一定の一般用加工食品に義務付けられる表示事項は，たとえば，えび，かに，小麦，そば，卵，乳，落花生を原材料とする加工食品を販売する場合におけるアレルゲン表示や，豆腐・コーンスナック等を販売する場合における遺伝子組み換え食品に関する事項等である（食品表示基準第3条2項）。

個別的義務表示は，JAS法で定められていた特定の食品（食肉，乳製品等）に関する個別の義務表示事項をまとめたものである（食品表示基準第4条）。

イ　任意表示事項

任意表示事項は，ある事項を加工食品の容器包装に表示する場合には，所定の方法により表示しなければならないという形で定められている。たとえば，「国産大豆使用」などという特色のある原材料等に関する事項が容器包装に表示されている場合には，当該原材料（上記例では国産大豆）の使用割合等を表示しなければならない（食品表示基準第7条）。

ウ　表示方式

義務表示事項の表示様式，文字及び枠の色，文字の大きさ等についても食品表示基準で詳細に定めている（食品表示基準第8条）。

エ　表示禁止事項

表示事項に関して，実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語等を容器包装に表示することが禁じられている（食品表示基準第9条）。

### (4)　食品表示基準の適用除外

飲食店のように店舗等の設備を設けて加工食品又は生鮮食品を飲食させる場合には，原則として食品表示基準は適用されない（食品表示基準第1条但書）。食品表示以外の方法（従業員への質問等）によって食品に関する情報を取得できるし，飲食店のメニュー表示において原材料等を表示させることは現実的でないからである。もっとも，景品表示法等による規制は及ぶ。

### (5)　経過措置

前述のとおり，食品表示法は，消費者保護の立場から，従来の食品表示ルール（とくに加工食品）をより積極的に推し進める改正をした。紙幅の関係上詳細は割愛するが，前述の栄養成分表示，アレルゲン表示のほか，栄養強調表示，栄養機能食品の機能表示，表示のレイアウト様式，製造所固有記号の表示など多くの表示ルールが改正された。

その結果，多くの食品についてラベルを変更しなければならなくなった。そのため，一般用生鮮食品は1年6カ月の経過措置期間，一般用加工食品及び添加物は施行から5年の経過措置期間が置かれている。

## 3　不適切な食品表示に対する行政及び私人による是正のための手段

食品表示法及び食品表示基準に違反した不適切な表示がなされた場合に執られ得る手段として，次のような制度がある。

### (1)　行政による是正措置

食品表示法では，表示事項が表示されていない食品の販売をし，又は遵守事項を遵守しない食品関連事業者に対し，行政上の措置として①指示（法第6条1項），②指示に係る措置命令（正当な理由なくその指示に係る措置を執らなかった場合。法第6条5項），③アレルゲン，消費期限等食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府で定めるものについて，食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売者等に対する(i)回収命令又は(ii)期間

を定めた業務の全部若しくは一部停止（消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるとき。法第6条8項），④指示又は命令をした旨の公表（法第7条），⑤立入り検査等（法第8条）が規定されている。

### ⑵　適格消費者団体の差止請求権

食品表示法では，国，地方公共団体以外の民間人に食品関連事業者の食品表示違反に対する差止請求権が規定された（法第11条）。この制度の趣旨は，⑴で挙げた行政による措置だけでなく民間による差止請求権を認めることで，不適切な食品表示を重畳的に規制するところにある。食品衛生法やJAS法等，前身となる法律にはなかった制度である。

この差止請求権の権限行使主体は，消費者契約法2条4項に規定される適格消費者団体に限られる。

また，食品表示法に違反する全ての表示が差止の対象となるわけではなく，「販売の用に供する食品の名称，アレルゲン，保存の方法，消費期限，原材料，添加物，栄養成分の量若しくは熱量又は原産地」についての「著しく事実に相違する表示をする行為」に限定されている（法第11条）。

### ⑶　申出制度

何人も，販売の用に供する食品に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは，その旨を内閣総理大臣（食品全般），または農林水産大臣（酒類以外の食品）・財務大臣（酒類）に申し出て適切な措置を執るべきことを求めることができる。

申出があった場合，内閣総理大臣等は必要な調査を行い，その申出の内容が事実であると認めるときは，前述⑴記載の措置その他必要な措置を執らなければならないこととされている（法第12条）。

同様の申出制度はJAS法にも存在したが，食品表示法における申出制度は，新たに策定された食品表示基準によるものであり，JAS法よりも申出の対象が拡大された。

なお，⑵の適格消費者団体による差止請求権では，差止の対象となる違反の範囲が比較的重大なものに限定されているが，申出制度ではそのような限定はない。

### ⑷　罰則

食品表示法では，不適切な表示に対して刑事罰を科している（法第17条～23条）。特に，①アレルゲン，消費期限等食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるもの（法第6条8項）について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売等をした者（法第18条）及び当該食品等の販売等に対する回収命令等に違反した場合（法第17条），②原産地（原材料の原産地を含む）についての虚偽の表示がされた食品の販売をした者（法第19条）に対する罰則は，行政による指示または指示に係る措置を待たずに刑事罰が科される直罰である。

法人については両罰規定があり，法人の科される罰金の最高額は3億円である（法第22条）。

## 4　その他の法

### ⑴　食品衛生法，JAS法及び健康増進法との関係

前述のとおり，食品表示法は食品衛生法，JAS法及び健康増進法のうち食品表示に関する規準を統合，一元化したものであるが，これらの三法の規準のうち食品表示法に移行しなかったものについては，食品表示法と並行して，従前どおり食品表示を規制する規定として機能していることに注意が必要である。

たとえば，平成28年3月1日，消費者庁は健康増

進法第32条1項に基づき，特定保健用食品（いわゆる「トクホ」）について健康保持増進効果を著しく誤認させる表示があるとして勧告を発した。これは健康増進法に関する表示規制の中で，食品表示法に移行しなかった規定による処分である。

**⑵　景品表示法・不正競争防止法との関係**

食品の安全性確保や消費者の選択の機会の確保のためには，食品に関する情報が正しく提供される必要がある。

食品表示法は，一定の表示を義務付けることにより，食品に関して必要な情報を提供させようとする法律である。他方，虚偽な表示や誤認される表示，誇大な表示等の不適切な表示を禁止することで正しい情報を提供させようとするのが不当景品類及び不当表示防止法（以下，本章において「景品表示法」という）である。つまり，食品表示法と景品表示法は，食品に関する正しい情報提供という同じ目的を達成するため，それぞれ表示の義務付け・表示の禁止という異なる側面からアプローチする，いわば表裏の関係にあるといえる。

不正競争防止法にも原産地等についての誤認惹起行為を禁止する規定がある（不正競争防止法第2条1項14号）。不適切な表示を禁止するという面で景品表示法と共通しているが，違反があった場合の行政措置は規定されていない点（民事上の差止請求権，損害賠償請求権が認められている外，違反者には刑事罰が科される），請求主体が営業上の利益を侵害された競業者に限られ，消費者団体による差止請求等は認められていない点等が異なる。

上記のとおり，食品表示法と景品表示法・不正競争防止法は，理論上表示の義務付け及び表示の禁止という異なる制度趣旨を持つものではあるが，たとえば原産地の虚偽表示等，双方の適用対象となる事案も存在する（「正しい原産地が表示されていない」のと同時に「原産地について誤認させるような表示がされている」といえる）。実際，原産地偽装表示の事案（後述）で，食品表示法及び不正競争防止法の双方で立件されたものがある。

## 5　事例

食品表示法は施行からまだ間もなく，適用事例はさほど多くはないが，次のような摘発例・行政措置が執られた例がある。今後の事案の集積が待たれる。

⑴　平成27年8月，ハンガリー産の蜂蜜を「国産」と偽って表示・販売した大阪府の会社の代表者が食品表示法及び不正競争防止法違反の疑いで逮捕，書類送検されたとの報道があった。食品表示法違反による立件はこの件が初とみられる。

⑵　平成28年1月，中国産のアナゴを「国産」と偽って表示・販売した島根県の会社の代表者ら3名が不正競争防止法違反で逮捕されたが，この会社は，平成27年10月に島根県から食品表示法に基づき表示の是正と再発防止の指示を受けていたとの報道があった。

**【参考資料等】**

• 消費者庁ウェブサイト（食品表示一元化検討会情報）
• 石川直基他『基礎からわかる 新・食品表示の法律・実務ガイドブック』（レクシスネクシス・ジャパン，2014年）
• 垣田達哉『一冊で分かる！食品表示』（商業界2015年）
• 公益社団法人日本食品衛生協会編『改訂新版 早わかり食品表示法』（2015年）

# 第3章　景品表示法

食品安全関係法研究部 部会員　上田　啓子（62期）
部会員　河合 佑衣子（64期）

## 第1　景品表示法とは

### 1　意義及び目的

不当景品類及び不当表示防止法（以下，本章において「法」または「景品表示法」という）は，景品の規制と表示の規制から成る法律で，昭和37年に独占禁止法の特例として制定されたが，平成21年に消費者庁創設に伴い，所管が公正取引委員会から消費者庁に移管された。

同時に，景品表示法の目的が，「公正な競争を確保し，もって一般消費者の利益を保護すること」から「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより，一般消費者の利益を保護すること」に変更された。目的規定が変更されたものの，実体規制（過大な景品類の提供及び不当な表示規制）に実質的な変更はない。

景品表示法は，過大な景品類の提供及び不当な表示規制の2本柱であるが，当研究部は食品の安全を確保するための法規制について研究していることから，主に不当表示規制について，食品に関する事例を取り上げつつ解説したい。

### 2　不当表示

#### (1)　禁止される表示

事業者は，その供給する商品や役務の取引について，一般消費者に対して，不当に顧客を誘引し，一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示を行ってはならない（法第5条（旧第4条1項）（平成28年4月1日施行の法改正後の条文を示す。旧条文は同年3月末までのもの））。

不当表示は，①優良誤認表示（同条同項第1号），②有利誤認表示（同条同項第2号），③その他の不当表示（同条同項第3号）の3つに分類される。

表示とは，顧客を誘引するための手段として，商品又は役務の内容や取引条件等について行う広告その他の表示で内閣総理大臣が告示で指定するもの（法第2条第4項）と定義され，具体的には，チラシ，パンフレットやカタログ，商品パッケージ，新聞や雑誌広告，ポスターや看板，インターネット上の広告，テレビコマーシャル，セールストークなど（昭和37年公取委告示第3号が，内閣総理大臣が指定したものとみなされている），極めて広範な内容となっている。

#### (2)　優良誤認表示（法第5条1号（旧第4条1項1号））

優良誤認表示とは，商品又は役務の品質，規格その他の「内容についての不当表示」である。品質とは，原材料，純度，添加物，効果，性能，安全性，栄養価，味，鮮度などを言う。規格とは，品質その他について，公的機関や民間団体等が定めた等級，基準などを言う。その他の内容として，原産地や製造方法，製造年月日，賞味期限などがある。

優良誤認表示の具体例として，タラバガニでないのに「タラバガニ」と商品名を表示する，カニを使用していない蒲鉾にカニの絵や「カニかまぼこ」と表示する，はちみつに水飴が混合された商品に「PURE HONEY」と表示する，合成甘味料を使用したたくあんに「無添加」と表示する，牛脂や添加物を注入・加工した整形・加工肉に「霜降り牛」と表示する，製造工程に機械が使用されているのに「手造りソーセージ」「手打ちそば」と表示する，鹿児島県産でない豚肉に「鹿児島県産の黒豚」と表示する，ダイエット

効果の裏付けとなる合理的根拠が認められないダイエット食品について「食べてもドンドンやせる」と表示する等々がある。

こういった「内容」について，実際のものよりも著しく優良であるとか，事実と異なって競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示が禁止されている。

**⑶　有利誤認表示（法第5条2号（旧第4条1項2号））**

有利誤認表示とは，商品又は役務の価格その他の「取引条件についての不当表示」である。取引条件とは，内容以外の取引に関わる条件のことで，価格・料金，数量，支払条件，景品，アフターサービス等，幅広く含まれる。

たとえば，当店通常価格の半額という特売チラシ価格の通常時の販売価格が一旦引き上げられた価格で，通常時の販売価格とはいえなかった場合や，実際の内容量が80gなのに100gと表示する，包装箱の大きさに見合った量の内容物が入っているかの包装だが，実際には箱の総容量の30％相当の量しか入っていない，豪華賞品があたると表示したが実際には商品の価値がない場合，閉店予定がないのに「閉店セール」の用語で安価と見せかける表示等がある。

**⑷　その他の不当表示（法第5条3号（旧第4条1項3号））**

優良誤認や有利誤認に当たらない表示であっても，著しく優良又は有利と「誤認されるおそれ」がある表示を，内閣総理大臣は不当表示であると指定することができる。これを指定告示と言う。現在，6つの表示が指定されているが，そのうち食品に関するものとしては，以下の2つがある。

① 無果汁・無果肉の清涼飲料又は使用されていてもわずかな量しか使用されてない清涼飲料水，乳飲料，アイスクリーム類等の容器包装に，果実名を用いた商品名等を表示したり，果実の絵や写真を表示したりすること

② 国産品に外国の地名や国旗等を表示したり，外国製品に原産国以外の国の国名や国旗等を表示すること

**⑸　解釈基準**

後述のメニュー表示事件をきっかけとして，事業者に対して消費者庁の法解釈を具体的な例によって周知徹底させるため，「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」（平成26年3月28日・同年12月1日一部改正）が公表されている。

## 3　違反行為に対する措置

**⑴　措置命令**

内閣総理大臣（消費者庁長官に委任されているため，消費者庁長官名で行われる）は，法第5条（旧第4条1項）に違反する行為があるときは，その行為の事業者に対し，行為の差し止め，再発防止に必要な事項などを命ずることができる（措置命令。法第7条（旧第6条）柱書前段）。措置命令は，違反行為が既になくなっている場合にも行うことができる（同条柱書後段）。

**⑵　措置命令違反に対する制裁**

措置命令に従わない者には，2年以下の懲役または300万円以下の罰金が科され，情状により，懲役と罰金が併科されることもある（法第36条2項）。措置命令の主文に従わない事業者（法人，自然人又は法人でない団体）にも3億円以下の罰金刑が科される（両罰規定。法第38条1項1号，同条第2項1号）。

さらに，措置命令違反の計画を知り，その防止に必要な措置を講ぜず，またはその違反行為を知り，その防止に必要な措置を講じなかった当該法人の代表者に対して300万円以下の罰金刑が科される（三罰規定。法第39条）。

## 第2　平成26年景品表示法の改正について

### 1　改正の経緯

平成25年10月に発覚した，後に詳述するメニュー偽表示事件を発端とするホテル・レストランなどにおけるメニュー表示問題を契機として，平成26年6月及び11月に景品表示法の一部が改正された。

### 2　平成26年6月改正（平成26年法律第71号）の内容

**(1)　内容**

**①　事業者のコンプライアンス体制の確立**

ア　事業者が講ずべき表示等の管理措置（法第26条（旧第7条）関係）

事業者は表示等の適正な管理のため必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない（法第26条1項）。

内閣総理大臣は，事業者が講ずべき措置に関して必要な指針を定めるものとする（法第26条2項）。

内閣総理大臣が指針を定めようとするときは，あらかじめ，事業所管大臣と協議し，消費者委員会の意見を聴取する（法第26条3項）。

イ　指導・助言・勧告（法第26条から28条（旧第7条及び第8条）関係）

内閣総理大臣が，法第26条の措置に関して，適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときには，当該事業者に対して，その措置について必要な指導・助言，勧告を行うことができる（法第27条，法第28条1項）。勧告に従わない時には公表できる（同条2項）。

**②　情報提供・連携の確保**

消費者生活協力団体，消費生活協力員から適格消費者団体に対して差止請求等を行うため不当表示等の情報を提供することができる（法第30条2項（旧第10条2項））。

国，地方公共団体，国民生活センター等の関係者相互の密接な連携の確保に努める（法第35条（旧15条））。

**③　監視指導体制の強化**

消費者庁長官の権限の一部を事業所所管大臣等に委任することができる（法第33条3項）。

消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事に委任することができる（法第33条11項）。

なお，具体的な監視指導の強化策としては，平成26年2月から，各都道府県に配属された，旧JAS法違反等の摘発に熟練した農林水産省の専門職員（表示・規格指導官及び米穀流通監視官。いわゆる表示Gメン）を消費者庁併任とし，景品表示法違反の摘発を委ねている。

**(2)　施行日，解釈基準**

改正法は，平成26年12月1日から施行されている。26条2項の指針としては，「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」（平成26年11月14日内閣府告示第276号）が公表されており，Q&Aも公表されている。

（別表）

| | | |
|---|---|---|
| 課徴金納付命令 | 対象行為 | 優良誤認表示，有利誤認表示 |
| | 課徴金額の算定 | 対象商品・役務の売上額の 3% |
| | 対象期間 | 3 年間を上限 |
| | 主観的要素 | 違反事業者が相当の注意を怠った者でないと認められるときは課徴金額を賦課しない。（消費者庁が「相当な注意」についてガイドライン策定予定） |
| | 規模基準 | 課徴金額が 150 万円未満（対象商品・役務の売上額が 5000 万円未満）となる場合は，課徴金を賦課しない。 |
| 課徴金額の減額 | | 違反行為を自主申告すると，課徴金額の 2 分の 1 を減額。 |
| 除斥期間 | | 違反行為をやめた日から 5 年経過により，課徴金を賦課しない。 |
| 賦課手続き | | 自主返金を行った場合は，課徴金を命じない又は減額。 |

（「景品表示法ガイドブック 平成 27 年 2 月改訂版」公益財団法人 公正取引協会 34 頁）

## 3　平成26年11月改正（平成26年法律第118号）の内容

### (1)　内容

メニュー表示事件により生じた消費者の不信に対処するため，独占禁止法，金融商品取引法において導入され，法遵守を確保するための行政制裁措置として有効に機能している課徴金制度を導入することとなった。課徴金賦課の手続は概要以下のとおりである。

対象行為が確認されると，内閣総理大臣は，当該表示行為をした事業者に対し，弁明の機会を付与した上で課徴金納付命令を発しなければならない。この時，優良誤認表示に該当するかを判断するため必要があれば，一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ，提出がない場合には，当該表示を優良誤認表示と「推定」して課徴金を賦課する（不実証広告規制。法第8条3項）。

また，不当表示による消費者の被害回復を促進する観点から，消費者に所定の手続に沿って自主返金を行った場合，返金相当額を課徴金額から減額する，または返金相当額が課徴金額を上回る時は課徴金納付を命じないこととされた（法第11条2項）。この，返金による減額制度は，課徴金制度を導入している他法にはなく，初めて取り入れられたものである。以上をまとめると上記別表のとおりである。

### (2)　施行日，解釈基準

平成28年4月1日施行（平成27年政令第422号）。課徴金の「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方」（平成28年1月29日）が公表されており，課徴金対象行為の認定や課徴金算定の具体的方法が示されている。

**【参考資料等】**


- 「景品表示法ガイドブック 平成27年2月改訂版」公益財団法人公正取引協会
- 黒田岳士・加納克利・松本博明 編『逐条解説 平成26年11月改正景品表示法　課徴金制度の解説』（商事法務，2015年）
- 真淵博 編著『景品表示法 第4版』（商事法務，2015年）
- 消費者庁 改正景品表示法に基づく政令・指針専用ページ
- 平成26年「消費者白書」

# 第4章　企業コンプライアンスの視点から見た食品表示問題

食品安全関係法研究部 部会長　中山 代志子（44期）
部会員　岩月　泰頼（58期）

## 1　食品会社のコンプライアンス違反としての偽装

日本で最近起こった食品偽装事件として，廃棄カツ転売事件がある。食品会社が不良品として廃棄を依頼した冷凍カツを預かった廃棄物処理業者が，廃棄物であることを隠して別の食品会社に転売した事件である。2014年に中国等で発生して話題になった廃油ラード事件を彷彿とさせる事件だが，このような事件の歴史は古く，食品の歴史は，古くから偽装との闘いの歴史といっても過言ではない。食品表示の適正も，偽装対策のために発達してきた背景を持つ（ビー・ウィルソン著（高儀進訳）『食品偽装の歴史』（白水社，2009年）によれば，現在世界各地で散発する偽装事件の類似例が，すでに数世紀にもわたり，地域を問わず繰り返されてきたことがわかる）。

前章までで扱った食品表示問題には，規制内容を知らず，あるいは誤解していた結果，違反となるケースも含まれた。これは，表示に対する信頼を高めることにより，平常時における消費生活を保護する意義がある。これに対して，違反であることを承知で，あえて内容をごまかすために行う表示違反を，ここでは「偽装」と呼ぶことにしよう。こうした悪質なケースに対しては，形式的な表示ミスの取締りのみでは足りず，類似例が発生しないような抑止効果を高める必要がある。

## 2　偽装を取り締まる現行法

悪質ケースに対して最も強力な抑止効果を持つ制裁といえば，刑事罰である。食品偽装が発覚した際，直ちに罰則が科される可能性のある法令として，食品表示法違反（アレルゲン表示，原産地表示），食品衛生法違反（公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽または誇大な表示・広告）などもあるが，もっとも適用しやすいとされるのが不正競争防止法である（岩月泰頼「食品偽装表示における刑事処分の運用」日本台湾法律家協会雑誌第12号91頁（2015年）に述べたとおり，表示偽装の刑事事件においてもっとも利用されている法令は不正競争防止法である）。

不正競争防止法によれば，商品の原産地，品質，内容，製造方法，用途若しくは数量について誤認させる表示をして商品を譲渡等することにより（同法第2条1項14号），5年以下の懲役または500万円以下の罰金（または併科）に処される（同法第21条2項1号）。これはアレルギー表示を行わなかった食品表示法違反の罪（同法第18条。2年以下の懲役または200万円以下の罰金）や，公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽または誇大な表示・広告をした罪（食品衛生法第20条違反。2年以下の懲役または200万円以下の罰金）よりも重い罪であり，しかもその要件は比較的単純で立証にも便宜である。両罰規定もある（後述「外国産鶏肉偽装事件」の解説で，実際の適用例を示している）。

さらに悪質なケースの場合には，懲役10年以下の法定刑が定められている詐欺罪（刑法第246条）の適用もありうる（後述の「牛肉偽装事件」では詐欺罪が適用された）。

刑事罰と並行して，事業活動に対する行政上の措置としては，現実に有害食品の販売を伴う場合に食品衛生法，食品表示法等に基づく営業停止，許可等の取消処分がなされる。事業に対する影響という意味では，こうした処分の効果は甚大である（後述「牛肉偽装事件」参照）。

## 3　偽装の発見・予防・早期処理

では会社のコンプライアンス違反防止の観点から，いかにすれば不祥事に至る前に問題を発見でき，あるい

は不祥事となった場合に早期に収束できるだろうか。その鍵は，病気の予防・治療と同様に考えることができる。

### (1) 予防（不正のトライアングル排除）

まず，予防から考えれば，日頃から病気になりにくい体を作ることが大切であるように，不祥事に至りやすい要因を排除することが重要である。不正リスクの要因として「不正のトライアングル」があることはすでに人口に膾炙していると思われる。すなわち，①不正を行う動機（借金などの経済的問題や過剰なプレッシャーなど），②不正の機会（異動や監督がないなど，発覚リスクが少ないと感じさせる要因），③正当化の理由（不公平な扱いを受けたのだから，不正も許される，といった正当化を許す要因）を，極力排除することが肝要である。

たとえば，産地偽装事件であれば，①売上を上げたいという経済的な動機を発端とし，②産地を偽っても品質に問題はないという自己正当化要素（健康被害が生じるわけはなく，品質も良いという認識）に後押しされ，③さらに社内的な食品表示への意識の低さにより見過ごされる（見て見ぬふりをする）という背景も加わって，結果，偽装表示が敢行されることがほとんどである。このような偽装事件を予防するためには，すなわち，従業員だけでなく経営陣も含めた食品表示規制の理解を深める研修等の実施，食品表示を主眼にした内部監査の強化などが求められる。実際に多くの食品会社においては，違反予防のための自主的な取組み（たとえばワーキンググループ，食品安全委員会などの設置）を行っている。

### (2) 問題発見，早期処理

次に，問題が大事件となる前に収束させるためには，早期発見・対処が重要である。

前述の廃棄カツ転売事件では，問題のカツを購入した中間取引業者である食品業者数社が，激安カツの素性に疑いを持たず，調査することもなく購入し転売している。もしも商品の安さや取引業者の実績に疑問を持つ中間取引業者があれば，市場に出回る前に問題が発覚していた可能性もあっただろう。中間取引業者にとっても，結果的には商品の回収や賠償，行政庁からの調査や刑事事件の捜査に巻き込まれずに済むことになる。中間取引業者として，このような偽装表示のある食品の購入を防ぐためには，取扱商品に偽装表示のないことを保証する表明保証条項や同条項違反に基づく違約金条項等を定めた取引基本契約の締結などが有効な場合もあるであろうし，万が一，偽装表示問題が発覚した際には，問題拡大の懸念にひるむことなく，迅速かつ積極的に早期処理を目指すべきである。表示偽装の予兆を発見する感度を鍛えるべく，日頃から，食品偽装や食品表示規制への理解を深めておくことも重要である。実際に，取引事業者が自らの信用を維持するために，相手先業者を調査した結果，偽装事件が発覚したケースもある（後述「外国産鶏肉偽装事件」参照）。

また，問題の予兆は，内部者がもっとも発見しやすい。内部者の通報に真摯に耳を傾けることが，企業経営者にとっては転ばぬ先の杖である。ところが，現実の不祥事例をみると，内部通報が放置されたり，もみ消されたりして，大事件に発展していく様子がうかがえる（後述「牛肉偽装事件」参照）。個人情報や企業秘密の保護に関する法制度との関係も考慮しながら，内部通報制度の整備とともに，複数の多角的な目によるチェック体制を構築することが必要であり，弁護士の役割も期待されるところである。

**【参考資料等】**

・山口利昭『不正リスク管理・有事対応：経営戦略に活かすリスクマネジメント』（有斐閣，2014年）

# 第5章　食品表示に関する事例

食品安全関係法研究部 部会員　山口 陽子（34 期）
部会員　岩月 泰頼（58 期）

## はじめに

前章まででは，改正法を中心に，食品表示に関する法制度を概観してきた。本章では，弁護士の業務としてこれらの法令を駆使する方法について検討するために，実際に発生した以下の事例において，具体的に諸法令が適用され，事案が解決されてきた経緯を紹介する。

第１　食品表示法違反事例
（消費期限・製造日等改ざん事件）

第２　景品表示法違反事例
（メニュー偽表示事件）

第３　不正競争防止法違反事例
（外国産鶏肉偽装事件）

第４　悪質なコンプライアンス違反事例
（牛肉偽装事件）

最初の２つの事例は，それぞれ食品表示法（旧食品衛生法，旧JAS法），不当景品類及び不当表示法（「景品表示法」）違反の例として紹介する。これら二法は，定められた基準に反した表示がなされた時点で，悪質な意図の有無や健康被害の恐れに関わらず違反となる。最初の事例は，おみやげとして全国的に愛好されている菓子製品について，売れ残り商品の再利用が行われ，それをごまかすために消費期限等が改ざんされていた事件である。現場での「もったいない」という意識や，「このくらいなら食べても大丈夫だろう」という意識が，時にこうした事件を惹き起こすことがある。２番目のメニュー偽表示事件も，法令に関する知識の不足も相まって「この程度の表示ならば問題ないだろう」という判断が原因となったといわれている。しかし実際には，非常に大きな社会的反響があったことは記憶に新しい。特に，メニュー偽表示事件では大バッシングが起こり，過剰バッシングではないかとの意見も見られたほどであった。こうした反応は，食品の表示に対する消費者の信頼の大きさを物語るものと受け止めるべきだろう。食品の表示が正しいという消費者の信頼は大きく，とりわけブランドへの信頼が大きい場合には，より大きな失望につながることを，この２件の事例は教えている。

第３，第４で紹介する事例は，いずれも利益を極大化するためにあえて食品の安全を犠牲にして表示を偽装した例であり，特に４番目の事件は，健康被害にもつながる可能性のある極端な例といえる。３番目の外国産鶏肉偽装事件で着目すべき点としては，取引業者であったＨ社が，取引相手の偽装の疑いについて放置せず，徹底調査を行った結果，問題が暴露した点であろう。こうした事業者間の自浄努力によって事業者の信用も維持され，業界全体の信頼も早期に回復するものと思われる。第４の事件は，逆に，こうした自浄作用が適切に作動しなかった結果，最悪の事態にまで発展した事例ということができる。

第３，第４の事例は典型的な「偽装」事件ということができるが，こうした悪質ケースの前段階として，正しい表示により正しい情報を提供するという当たり前のことが，求められている。その意味で，第１，第２の事例を防止することが，食品業界への信頼を確保するために必要なのである。現に食品事業に携わる誠実な事業者は，日々，詳細な食品表示法の基準や景表法のガイドライン等に向き合って厳格な遵守に努めているのであり，そうした努力の重要性を，これらの事例から学ぶことができる。

## 第1　食品表示法違反に関する事例【消費期限・製造日等改ざん事件】（旧食品衛生法・旧JAS法違反）

### 1　事実関係

**(1)　発覚の経緯**

従業員の農林水産省に対する情報提供を機に，平成19年10月以降，農林水産省や保健所による立入検査が行われ，A社において，その主力製品である餅菓子の消費期限や製造年月日の改ざん等が日常的に行われていたことが発覚した。

**(2)　事件の態様**

A社による不適切な行為の概要は，以下のとおりである。

**①　冷凍・解凍・再包装の実施**

A社では冷凍保管した商品を解凍し出荷・販売していたが，冷凍前に設定された製造年月日・消費期限が付された商品の包装紙を，解凍後に破棄・再包装し，新たな包装紙には解凍日を製造年月日，解凍日を起点として計算した消費期限を再表示し，出荷・販売していた。

**②　製造年月日及び消費期限表示の改ざん**

店頭売れ残り品や未出荷品について，包装紙を破棄・再包装し，再包装日の翌日を製造年月日，再包装日の翌日を起点として計算した新たな消費期限を表示し，出荷・販売することが行われていた。

**③　不適切な原材料表示**

- 原材料は重い順に「砂糖，小豆，餅米」と表示しなければならないところ，「小豆，餅米，砂糖」と表示していた。
- 餅の硬化を防止するために使用していたトレハロース（添加物）について，表示を行っていなかった。

**④　店頭回収商品の再利用**

店頭から回収した餅（消費期限切れのものを含む）について，餡と餅を分離し，それらの一部を再利用していた。

### 2　法令の適用

A社による不適切な行為のうち表示の偽装が問題となったものは以下のとおりである（次頁別表参照）。なお，A社は旧食品衛生法及び旧JAS法違反に問われたが，本稿においては，新しく施行された食品表示法の条項も引用して説明する。

**(1)　消費期限の改ざん**

食品表示基準第3条（旧JAS法第19条の13，旧JAS法に基づく加工食品品質表示基準第3条第4項，旧食品衛生法施行規則第21条第1項第1号ロ）では，一般加工食品について，品質が急速に劣化しやすい食品にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を表示することを義務付けており，食品関連事業者はこの基準に従った表示のされていない食品を販売してはならないものとされている（食品表示法第5条，旧JAS法第19条の13の2，旧食品衛生法第19条第2項）。

ここに「消費期限」とは，「定められた方法により保存した場合において，腐敗，変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日」をいい（食品表示基準第2条第1項第7号，加工食品品質表示基準第2条，旧食品衛生法施行規則第21条第1項第1号ロ），こ

（別表）

【表示例】

| | | |
|---|---|---|
| 名称 | 和生菓子 | |
| 原材料名 | 小豆（北海道産），もち米（国産），砂糖 | ← ①原材料に占める重量の割合の高いものから順に「砂糖，小豆，もち米」と表示しなければならない（食品表示法第５条，食品表示基準第３条違反）。<br>②トレハロース（添加物）を使用していたが，表示なし（食品表示法第５条，食品表示基準第３条違反）。 |
| 内容量 | ８個入り | |
| 消費期限 | 平成 19 年８月２日 | ← 解凍日または再包装日の翌日を起点として計算した新たな消費期限を再表示（食品表示法第 5 条，食品表示基準第３条違反）。 |
| 保存方法 | 直射日光，高温を避けて保存してください | |
| 製造者 | A 社<br>○○県△△市□□町3番地 | |

【枠外】

| | | |
|---|---|---|
| 製造年月日 | 平成 19 年８月１日 | ← 解凍日または再包装日の翌日を製造年月日として再表示（食品表示法第５条，食品表示基準第９条第１項第１号違反）。 |

＊執筆者作成

の定義に沿ってなされなければ，適切な表示ということはできない。そして，消費期限の設定方法については，「食品の特性等を十分に考慮した上で，客観的な試験・検査を行い，科学的・合理的に設定すること」（「食品の表示について」（平成27年12月24日消食表第655号）），「製造業者等において，客観的な期限の設定のために，微生物試験，理化学試験，官能試験等を含め，これまで商品の開発・営業等により蓄積した経験や知識等を有効に活用することにより，科学的・合理的な根拠に基づいて期限を設定すること」（「加工食品の表示に関する共通Q&A（第2集：消費期限又は賞味期限について）」（消費者庁食品表示課））が求められている。

A社の餅菓子は，品質が急速に劣化しやすい一般加工食品に該当するものであるため，旧JAS法及び旧食品衛生法に基づき消費期限を表示しなければならなかった（食品表示法においても同様）。この点，A社は，「もったいない」という意識や当日製造・当日販売のイメージへの強いこだわり等から，解凍日や再包装日の翌日を起点として計算し，新たに消費期限を表示し直していたものである。確かに，かかる消費期限を設けたからといって直ちに健康被害が発生するとまでは言い難い。しかしながら，A社においては，特段客観的な試験や検査を行ったわけではなく，新たな消費期限を科学的・合理的な根拠に基づいて設定したものではないのであるから，食品表示法，旧JAS法及び旧食品衛生法の求める消費期限の適切な表示には該当しない。よって，食品表示法第5条（旧JAS法第19条の13の2，旧食品衛生法第19条第2項），食品表示基準第3条（食品表示基準第2条第1項第7号，加工食品品質表示基準第2条，旧食品衛生法施行規則第21条第1項第1号ロ）に違反することになる。

### (2) 製造年月日の改ざん

平成7年4月1日施行の改正食品衛生法施行規則等により，製造年月日に代えて賞味期限または消費期限を表示することが義務付けられたことから，製造年月日についての表示義務は存しない。

もっとも，製造年月日を一括表示の枠外に任意で表示することはできるとされており，A社においても，一括表示の枠外に製造年月日を表示していた。この点，食品表示基準第9条第1項第1号は「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」の表示を禁止しているところ，解凍日や再包装日の翌日を製造年月日として表示した行為は，これに違反することになる。また，製造年月日の偽装表示は，景品表示法第5条（旧第4条1項）1号で禁止される優良誤認表示にも該当すると解される。

**(3)　原材料の表示の順番**

食品表示法に基づく食品表示基準第3条（旧JAS法に基づく加工食品品質表示基準第4条(2)ア）では，一般用加工食品の原材料名は，原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示することが要求されている。この点，餅菓子の原材料については，その重量の割合の高いものから「砂糖，小豆，餅米」と表示しなければならないところ，「小豆，餅米，砂糖」と表示していた。

**(4)　添加物の非表示**

食品表示基準第3条（旧食品衛生法施行規則第21条第1項第1号ホ）は，原則として加工食品に使用された全ての添加物について，その物質名を表示することを義務付けている。この点，A社においては，餅の硬化を防止するためトレハロース（添加物）を含む糖類加工品を使用していたが，当該添加物について，原材料名の欄への表示を行っていなかった。

## 3　処分等の結果

事件発覚後，平成19年10月12日，A社は農林水産省からJAS法第19条の14第1項に基づく改善報告書提出の指示を受けるとともに，平成19年10月19日，保健所から，A社本社工場について，食品衛生法第55条第1項に基づく無期限の営業禁止命令が発せられた。営業禁止命令は平成20年1月30日に解除されている。

**【参考資料等】**

- 平成20年1月31日　A社コンプライアンス諮問委員会報告書

# 第2　景品表示法違反事件【メニュー偽表示事件】

## 1　事実関係

**(1)　発覚の経緯**

平成25年10月22日，B社は，社内調査に基づいて，グループ内の複数のホテルにおいてメニュー表記と異なる食材を提供していることを公表した。この食品偽装問題に端を発し，全国各地でホテル，百貨店，レストランにおいても同様の食品偽装が発覚することとなり社会問題化した。このような背景を受け，景品表示法にも課徴金制度が導入され，平成28年4月1日施行となった。

**(2)　事件の態様**

B社は，平成24年7月1日から平成25年7月4日までの間，次頁一覧表のとおり，メニューなどの表示媒体に記載した表示内容とは異なる食べ物を提供し，食品偽装表示を行った（なお，同種の偽装は省略する）。

## 2　法令の適用

消費者庁長官は，前述の食品偽装表示が平成26年11月27日号外法律第118号による改正前の不当景品類及び不当表示法（以下「旧景品表示法」という）第4条1項1号（同第118号による改正後の景品表示法（以下「新景品表示法」という）第5条1項1号）に該当するとして，株式会社B社に対し，同法第6条に基づいて措置命令を行った。

旧景品表示法第4条1項1号（新景品表示法第5

（一覧表）

| | 料理名 | 表示媒体 | 表示内容 | 実際の提供物 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 特選飲茶コース | メニュー | 「有機野菜のプチサラダと前菜2種盛合せ」と記載し，あたかもプチサラダには有機野菜を使用しているかのような表示 | プチサラダには，有機農産物の定義*1に該当しない野菜を使用 |
| 2 | 中国料理ランチ | パンフレット | 「芝海老とイカの炒め物」と記載し，あたかも芝海老を使用しているかのように表示 | 芝海老よりも安価なバナメイエビを使用 |
| 3 | パーティープラン PlanB 及び C | チラシ | 「ビーフステーキ　フライドポテト添」と記載し，あたかも牛の生肉の切り身を使用しているかのように表示 | 生鮮食品に該当しない牛脂その他の添加物を注入した加工食肉製品を使用 |
| 4 | 土・日・祝限定同窓会プラン | 同上 | 「津軽地鶏のマリネ　胡麻風味」と記載し，あたかも津軽地鶏の肉を使用しているかのように表示 | 地鶏の定義*2に該当しない鶏肉を使用 |
| 5 | 同上 | 同上 | 「若鶏の照り焼き　九条ねぎのロティと共に」と記載し，あたかも九条ねぎを使用しているかのように表示 | 九条ねぎよりも安価で取引されている青ネギ・白ネギを使用 |
| 6 | 苺とチョコのシューア・ラ・モード | メニュー | 「手作りチョコソースとあわせてどうぞ。」と記載し，あたかも手作りチョコレートソースを使用しているかのように表示 | 市販の業務用チョコレートソースを使用 |
| 7 | DrinkPlan　A<br>DrinkPlan　B | リーフレット | 「シャンパン」と記載し，あたかも「シャンパン」と称する発泡性ワインを使用しているかのように表示 | 「シャンパン」よりも安価で取引されている発泡性ワインを使用 |

＊出典：平成25年12月19日付け消費者庁長官作成の「不当景品類及び不当表示法第6条の規定に基づく措置命令」

COLUMN
### ＊1　有機農産物の定義

「有機農産物の日本農林規格」において，次の方法で生産された農産物とされている。

① たい肥等で土作りを行い，種まき又は植え付けの前2年以上，禁止された農薬や化学肥料を使用しない
② 土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させる
③ 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減
④ 遺伝子組み換え技術を使用しない

COLUMN
### ＊2　地鶏の定義

「地鶏肉の日本農林規格」（平成11年農林水産省告示第844号）において，次の方法で飼育された鶏とされている。

① 指定された在来種由来の血液百分率が50％以上
② 孵化日からの飼育期間が80日以上
③ 28日齢以降は平飼いでかつ1平方メートル当たり10羽以下で飼育されたもの

条1項1号）では，事業者は，自己の供給する商品又は役務の取引について，「商品又は役務の品質，規格その他の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す…表示であって，不当に顧客を誘引し，一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる」表示をしてはならないと規定する。

この点，「商品又は役務の品質，規格その他の内容」について，品質と規格は，商品又は役務の内容に関する例示であり，商品又は役務の内容に関するものであれば幅広く対象となりうると解されている。また，「品質」とは，商品に関する成分や属性のことであり，「規格」とは，国，公的機関，民間団体等が定めた一定の要件を満たすことで自動的にまたは認証等を経て特定のマーク等でその旨を表示できるものをいうと解されている。そして，「その他の内容」には，品質や規格のように商品又は役務そのものに直接関わるものに限られず，品質や規格に間接的に影響を及ぼす，原産地，製造方法，考案者，受賞の有無，保証の有無，有効期限等も含まれると解されている。

前述の食品偽装表示のうち，番号1と4は，日本農林規格をクリアすることでJASマークを付けることが

COLUMN
**＊3　カンキョー事件**（東京高判H14.6.7判タ1099号88頁）

旧景品表示法第４条１号の「著しく」の解釈について東京高裁は，以下のとおり判示した。

「およそ広告であって自己の商品等について大なり小なり賛辞を語らないものはほとんどなく，広告にある程度の誇張・誇大が含まれることはやむを得ないと社会一般に受け止められていて，一般消費者の側も商品選択の上でそのことを考慮に入れているが，その誇張・誇大の程度が一般に許容されている限度を超え，一般消費者に誤認を与える程度に至ると，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれが生ずる。そこで，旧景品表示法４条１号は『著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示』を禁止したもので，ここにいう『著しく』とは，誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていることを指しているものであり，誇張・誇大が社会一般に許容される程度を超えるものであるかどうかは，当該表示を誤認して顧客が誘引されるかどうかで判断され，その誤認がなければ顧客が誘引されることは通常ないであろうと認められる程度に達する誇大表示であれば『著しく優良であると一般消費者に誤認される』表示にあたると解される。」

できることからいずれも「規格」に関する表示，番号３は肉の「品質」に関する表示，番号２，５，６，７は品種や製造方法に関わることから「その他の内容」に関する表示と解される（なお，番号２及び５のような品種については，「品質」に関する表示とも考えうる）。

次に，「実際のものよりも著しく優良であると示す」表示か否かは，表示を行う側である業界の慣行や表示を行う事業者の認識によって判断するのではなく，一般消費者の誤認を招くか否かという観点から判断される。したがって，たとえ表示内容と実際のものが科学的に等価であるとか，いずれが優良か判断できない場合であっても，一般消費者にとって実際のものよりも著しく優良であると認識される表示が行われれば不当表示となる。「著しく」がどの程度をいうのかについては，数量的な多・少の問題ではなく，その誤認がなければ誘引されることがほとんどなかったであろうということが客観的に認められる程度の誇大表示を指す，と解されている*3。

しかし，このような基準で「実際のものよりも著しく優良であると示す」表示か否かを判断するとしても，ある飲食物を購入するか否かの判断基準は個人差も大きくその判断には難しい側面があることは否めない。上記食品偽装表示のうち，番号１～４及び７については，メインの材料の規格・品種・製造方法を偽装しており一般消費者にとって誤認がなければ誘引されることがほとんどなかったと比較的認められやすいと考えられるが，番号５及び６については，添え野菜の種類あるいはチョコレートソースの製造方法の誤認がなければ誘引されることがほとんどなかったとまで認められるのか疑問なしとしない。このように，消費者庁による優良誤認の認定が果たして司法判断としても追認しうる内容であるのか否か実務の集積を待ちたい。

## ３　処分等の結果

旧景品表示法第６条（新景品表示法第７条）は，「内閣総理大臣は，…同法第４条の規定に違反する行為があるときは，当該事業者に対し，その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる」と規定する（なお，同法第12条により，内閣総理大臣の権限は消費者庁長官に委任されている）。

そこで，消費者庁長官は，平成25年12月19日，前述の食品偽装表示について，旧景品表示法第４条１項１号に違反する不当な表示を行っていたとして，Ｂ社に対し，同法第６条に基づき，下記の命令をした。

①　上記食品偽装表示を行っていたこと，当該表示は一般消費者に対して実際のものよりも著しく優良であると示すものであり景品表示法に違反するものであることを，速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については，あらかじめ消費者庁長官の承認を受けなければならない。

② 上記料理又は同種料理の取引に関し，上記食品偽装表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

③ 今後，上記料理又は同種料理の取引に関し，上記食品偽装表示と同様の表示を行うことにより，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

④ 上記1の周知徹底及び上記2の措置について，速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

**【参考資料等】**


- 真渕博『景品表示法（第4版）』（商事法務，2015年）
- 丸橋透・松嶋隆弘編著『景品・表示の法実務』（三協法規出版，2014年）
- B社メニュー表示の適正化に関する第三者委員会作成に係る平成26年1月31日付け「調査報告書」


## 第3　不正競争防止法違反事件【外国産鶏肉偽装事件】

### 1　事実関係

平成14年，C社による輸入鶏肉の偽装表示事件（以下「本件」という）が発覚し，農林水産省や公正取引委員会による行政処分にとどまらず，不正競争防止法違反として刑事判決が言い渡された。本稿では，原産地等偽装表示に関する不正競争防止法違反を中心に紹介する。

#### (1)　発覚の経緯

C社は，H社に完全無薬鶏の各種鶏肉製品を販売していたところ，平成14年2月23日及び同年3月2日にH社に対し鶏肉偽装表示を行っている旨の匿名電話が寄せられ，H社の調査により，同月4日，スペアリブにタイや中国から輸入した外国鶏肉を国産として約7トン混入させていたことが発覚した。

そして，同年4月22日，埼玉県警と鹿児島県警は，埼玉県戸田市のC社フーズ本社や鹿児島の工場などを捜索し，同年6月10日，C社首都圏支店長ら7名が不正競争防止法によって逮捕され，C社，同支店長A，同支店企画管理部長B，同支店営業部長Cが不正競争防止法違反によりさいたま地方裁判所に公判請求された。

#### (2)　判決

さいたま地方裁判所は，同年12月4日，C社を罰金1800万円に，Aを懲役1年6月に，B及びCを懲役1年に処し，A・B・Cについて3年間それぞれ刑の執行を猶予した（さいたま地判平成14年12月4日裁判所ウェブサイト）。

### 2　法令の適用

#### (1)　罪となるべき事実の概要

C社は，家禽肉の販売等を目的とする株式会社であり，鹿児島県産無薬飼料飼育産直若鶏を使用した商品をH社に販売していた。

A・B・Cらは，共謀の上，不正の目的をもって，平成13年11月17日から同年12月1日までの間，中国及びタイ産の輸入鶏肉を使用した手羽中ハーフを「薩摩無薬飼料飼育産直若鶏手羽中スペアリブ」，「若鶏手羽中スペアリブ（国産）」等と記載されたポリエ

チレン製包材に詰め，その原材料が鹿児島県産無薬飼料飼育産直若鶏であるかのような表示をした冷凍食肉商品合計約1万1425パック（内容量合計約4570キログラム）を製造して，同商品につき原産地，品質及び内容について誤認させるような表示をした上，同年11月21日から同年12月5日までの間，埼玉県内にあるＩ株式会社物流サービスセンターにおいて，Ｈ社から商品の保管及び入出庫等の委託を受けた同サービスセンター担当員に対し，上記数量に係る冷凍食肉商品を納品して，上記表示をした同商品を引き渡したものである。

**⑵　適用法条**

上記判決では，Ｃ社について，刑法第60条，平成13年法律第81号附則2条により同法による改正前の不正競争防止法（以下「旧法」という）第14条，第13条1号，第2条1項12号を適用し，Ａ・Ｂ・Ｃについて，刑法第60条，旧法第14条，第13条1号，第2条1項12号を適用した。

なお，改正により条文番号がずれているところ，旧法と現行不正競争防止法（平成27年7月10日号外法律第54号による改正後の不正競争防止法。以下「現行法」という）の対応関係は以下のとおりである。

- 旧法第２条第１項12号 → 現行法第２条14号
- 旧法第13条１号 → 現行法第21条第２項１号
- 旧法第14条 → 現行法第22条３号

本件では，旧法と現行法でその条文内容がほとんど変わらないことから，以下では，現行法の条文番号で論ずることとする。

## 3　不正競争防止法

**⑴　産地等偽装表示に関する不正競争防止法の規定**

現行法第2条14号では，不正競争として，「商品…にその商品の原産地，品質，内容…について誤認させるような…表示をした商品を…引き渡（す）行為」（誤認惹起表示行為）を挙げ，同法21条第2項1号によって，「不正な目的をもって」このような不正競争を行った者は，5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する，と規定されている（なお，事件当時の法定刑は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）。

また，現行法第21条第2項2号では，「商品…にその商品の原産地，品質，内容…について誤認させるような虚偽の表示をした者」（虚偽表示行為）は，5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する，と規定されている（同上）。

そして，いずれの罰則規定についても，現行法第22条3号によって法人の両罰規定が存在する。

**⑵　誤認惹起表示行為と虚偽表示**

上記のとおり，現行法第21条第2項1号では，「不正な目的」をもって産地等について「誤認させるような表示」（誤認惹起表示行為）に罰則を科し，同項2号では，産地等について「誤認させるような虚偽の表示」に罰則を科する。

この点，現行法第2条14号の「誤認させるような…表示」について，誤認を生じさせる表示の典型は，虚偽手段による欺罔であるが，そのほか，「誇張」，「権威」，「暗示」，「反復」などが含まれると考えられている。

このうち，虚偽の表示は特に競業秩序の破壊行為として悪質であり，公衆の利益が害されることが大きいので誤認惹起表示行為と一部重複するが特に別に

掲げられ，かつ「不正の目的」がなくても故意があれば処罰されることにされたものである。

### ⑶　誤認惹起表示行為

上記判例は，誤認惹起表示行為（現行法第2条14号）として罪となるべき事実を構成していることから，以下では，当該表示行為の構成要件を検討する。

ア　不正の目的

「不正の目的」とは，従前の規定である「不正競争の目的」と同義と考えられているところ，「公序良俗，信義衡平に反する手段によって，他人の営業と同種又は類似の行為をなし，その者と営業上の競争をする意図をいう」（最大判昭和35年4月6日刑集14巻5号525頁）とされている。

本件では，安価な中国及びタイ産の輸入鶏肉をブランド品である鹿児島県産無薬飼料飼育産直若鶏として販売しようとしたもので，「不正の目的」が認められることにそれほど異論はないであろう。

イ　原産地，品質及び内容

「原産地」は，商品の産地であり，その商品の産出，加工などした場所であり，一定の場所，すなわち市，地方，行政区画もすべて含み，過去に名付けられた地名も妨げない。

「品質」と「内容」は，区別して論ずる実益はないと考えられている。「品質」は，中古品を新品と表示したり，低級品を超一流品と称することが本号の典型と言われている。

ウ　誤認させるような表示

上記のとおり，現行法第2条14号の「誤認させるような…表示」には，虚偽手段による欺罔のほか，「誇張」，「権威」，「暗示」，「反復」などが含まれるところ，結果として「誤認させた」事実の存在を要せず，当該表示そのものから，表示の送り手，受け手・媒体を考慮の上，客観的に誤認を表示させるに足りるものであればよいと考えられている。

本件では，中国及びタイ産の輸入鶏肉を「薩摩無薬飼料飼育産直若鶏手羽中スペアリブ」等と記載されたポリエチレン製包材に詰め，その原材料が鹿児島県産無薬飼料飼育産直若鶏であるかのような表示をしたものであり，客観的に誤認を表示させるに足りるものといえる。

エ　虚偽表示行為（現行法第21条第2項2号）に該当しないのか

「誤認させるような虚偽の表示」（現行法第21条第2項2号）の「虚偽」とは客観的な事実に反することをいうところ，同表示は，本号に記載された「商品の原産地，品質，内容，製造方法，用途若しくは数量」等のいずれかの要素について客観的な事実に反する表示をすることをいう。

本件は，中国及びタイ産の輸入鶏肉を「薩摩無薬飼料飼育産直若鶏手羽中スペアリブ」等と偽っており，誤認させるような「虚偽」の表示であると言え，虚偽表示での起訴及び判決で良いようにも思える。

しかし，立証の点で考えてみると，原産地，品質及び内容について「虚偽」と認定するには客観的な事実に反することの立証が必要であることから，「薩摩無薬飼料飼育産直若鶏手羽中スペアリブ」等と偽った当該鶏肉が中国あるいはタイ産の鶏肉であり（正確には，鹿児島県薩摩産でない鶏肉であり），無薬飼料飼育をしておらず，かつ産直（産地直送）でなく若鶏でもないことを厳格に立証する必要が出てくる。しかし，海外からの輸入鶏肉について，これらの立証をするには海外捜査が必要となって非常に手間がかかる。他方，誤認惹起表示行為であれば，虚偽によらない方法での誤認も含むのでありその立証は比較的容易と考えられ，かつその法

定刑も虚偽表示の場合と同じであることから，誤認惹起表示行為の訴因で起訴をして裁判の審判対象とされたと思われる。

**【参考資料等】**

- 全国農業協同組合連合会作成「C社の表示違反等に係る対応について」報告書
- 農林水産省「食肉等の主な品質表示違反事件に係るプレスリリース」（平成14年3月29日付け「C社に対する処分について」）
- 松村信夫『不正競業訴訟の法理と実務（第4版）』（民事法研究会，2014年）
- 小野昌延・松村信夫『新・不正競争防止法概説（第2版）』（青林書院，2015年）

## 第4　悪質なコンプライアンス違反の事例【牛肉偽装事件】

### 1　事実関係

平成19年6月，元幹部らの内部告発により，北海道にある食肉卸売業者D社が，豚肉等の混入された挽肉を牛挽肉と表示して販売するなどの偽装表示を行っていたことが発覚した。

次々と明らかになったD社による偽装行為は，史上最悪の食品偽装事件とも言われるほど悪質極まりなく，当時，食品関連事業者のみならず消費者に対しても大きな衝撃を与えたものである。また，事件発覚後，D社は，従業員全員を解雇し自己破産するという結末を迎えており，企業におけるコンプライアンス・危機管理の観点からも，参考になる事案といえる。

#### (1)　発覚の経緯

D社による偽装行為は，創業者である同社社長がこれらの行為を不正であると認識した上，その指示・命令により，長年にわたり常態的に行っていたものである。従業員らは，職を失うことを恐れ，社長の指示・命令に反対することもできず，偽装行為を重ねていった。このような中，不正を質そうとした一部の者が，保健所，学校給食センター，農林水産省北海道農政事務所，北海道庁，警察等いくつもの公的機関に対し内部告発を試みたが，いずれの機関もこれに取り合わなかった。

平成19年6月20日，退職した幹部らの内部告発を受けたO新聞社が，加工食品の製造・販売業を営むQ社がD社から納入した牛挽肉を利用して製造したR社ブランドの冷凍牛肉コロッケから豚肉が検出されたとの記事を掲載した。この報道を機に，ようやく，D社による偽装行為が明るみになっていった。

#### (2)　発覚後の対応

報道直後，D社社長は，牛挽肉への豚肉混入は過失であったと主張していたが，元従業員らの証言によって，社長の指示があったことが明らかになった。すると，社長は，その後開かれた記者会見において，工場長の提案により行ったとして，工場長に責任を転嫁するようになった。もっとも，取締役であった長男に説き伏せられ，結局は，自ら指示し関与していたことを認めるに至った。このように，社長が保身や責任回避のために虚偽の発言を繰り返したことは，D社のダメージをより大きなものとした。

平成19年6月26日，D社は，事業継続は不可能として従業員を全員解雇し，同年7月18日，自己破産を申し立て，同日破産手続開始決定を受けた。

## 2　法令の適用

### (1)　JAS法違反

平成19年6月22日～24日，農林水産省によりJAS法に基づく立入検査が行われた。その結果，D社による数多くの偽装行為が明らかになったが，その一例を挙げるだけでも，①牛挽肉に豚挽肉，鶏挽肉，豚内臓肉又は鴨挽肉を混入し，牛挽肉と表示して，Q社など18社に販売した，②外国産牛肉を混入していたにもかかわらず，国産又は北海道産と表示して販売した，③牛脂に豚脂を混入し，牛脂と表示して販売した，④牛挽肉及び牛脂について，科学的・客観的根拠がないにもかかわらず，賞味期限を1日延長して販売した，⑤国産と表示された牛スライスに外国産牛肉を混入して販売した（国産と表示された牛スライス商品には，個体識別番号の表示・伝達が行われておらず，また，帳簿に個体識別番号の記録がなかった），⑥豚挽肉の発色が悪い時には，原材料に牛の心臓を日常的に混入して販売した，⑦冷凍食品の賞味期限を改ざんして販売した，など極めて悪質かつ多岐にわたる。

また，後述する刑事裁判では，牛肉に他の畜肉を加えたばかりか，赤身と脂身を混ぜたり豚の血液製剤を用いたりして色調整をし，さらには「二度挽き」と称する手法を用いるなどして挽肉に偽装を加えていたことも白日の下に晒された。

加えて，内部告発をした元幹部の著書等により，肉に水を入れて増量した，くず肉，骨，古くなったパンなどを混ぜた，腐った肉を塩素水につけ再利用した，雨水で冷凍肉を解凍した，サルモネラ菌が検出されたソーセージのデータを改ざんした上で小中学校向けの学校給食に納入していたなどといった健康被害をも引き起こしかねない偽装の事実も明かされている。

もっとも，当時のJAS法は，一般消費者へ販売する生鮮食品及び加工食品の最終製品の製造販売業者に対してのみ表示義務を課していたため，食品卸業者であったD社はJAS法の適用対象外であった。その結果，農林水産省は，JAS法に基づく立入検査をしたものの，行政処分は行っていない。こうした事態を受け，平成20年4月1日施行のJAS法に基づく生鮮食品品質表示基準及び加工食品品質表示基準改正により，業者間取引される業務用生鮮食品及び業務用加工食品も，表示義務の対象となった。

### (2)　刑事事件

D社社長は，牛肉に豚肉等の他の畜肉を加えるなどして製造した挽肉等を梱包した段ボール箱に，牛肉のみを原料とするかのようなシールを貼付した上，商品の品質及び内容を誤認させるような表示をして，これを取引業者に引き渡した事実につき不正競争防止法違反に問われた。加えて，取引業者に対し，同様の偽装牛挽肉等を引き渡したにもかかわらず，この事情を秘して代金請求をし，販売代金合計約4000万円を詐取したという事実について詐欺罪が認定され，懲役4年の実刑判決を受けた（札幌地判平成20年3月19日）。なお，公判の中で，D社社長は，「取引業者が求める安い単価に応えるためには，牛挽肉等に他の畜肉を混ぜるほかなく，その要望を断りがたかった」などと供述している。

**【参考資料等】**


- 「牛ミンチ」事案に係る立入検査の結果概要について（平成19年6月25日　農林水産省　プレスリリース）
- 農林水産省D社問題に関する検証チーム「『牛ミンチ』事案の事実関係及び今後の改善策に関する調査報告書」（平成19年7月6日）
- 赤羽喜六・軸丸靖子『告発は終わらない ミートホープ事件の真相』（長崎出版，2010年）

第30回 東京弁護士会人権賞 受賞

# 全国過労死を考える家族の会

〈話し手〉代　表　寺西笑子さん
世話人　中野淑子さん　中原のり子さん　西垣迪世さん

労働事件では使用者側と労働者側とで弁護士としての立場の違いがありますが，「過労死を防がなければいけない」という点では，立場の違いを越えて意見が一致するのではないかと思います。本記事が，「どうすれば過労死をなくせるのか」，「過労死をなくすために弁護士として何かできることはないのか」，皆様が考えるきっかけとなれば幸いです。

（聞き手・構成：小峯 健介）

授賞式に臨まれる「全国過労死を考える家族の会」の皆さん

**プロフィール**
**全国過労死を考える家族の会**

1991年11月22日（勤労感謝の日の前日）結成。1980年代，過労死が大きな社会問題となり，過労死をなくそうという世論は広がるものの，その救済は実現されず，過労死被災者の家族は，苦しい思いをしていた。このような状況のなかで，1991年11月22日，勤労感謝の日の前日に，過労死被害に対する救済と過労死の根絶をめざして，「全国過労死を考える家族の会」が結成された。

**――「全国過労死を考える家族の会」（以下「家族の会」）が結成された経緯を教えてください。**

**中野：**1980年代後半に入って過労死が全国的に多くなってきて，1988年に初めて過労死弁護団が全国一斉過労死110番を開設しました。そのときに中高年の遺族からの相談が多くて電話が鳴りやまないという状況から，遺族が交流をしてネットワークをつくる場が必要ではないかということで，各地の家族の会ができました。

全国家族の会は，東京家族の会が結成された翌年の1991年11月22日（勤労感謝の日の前日）に結成されました。当時，県レベルに7つの家族の会がありましたが，点を線で結べば小さな力が集まって大きな力になり，過労死をなくせるのではないかという願いを込めて全国家族の会が結成されました。

**――「家族の会」の活動の内容を教えてください。**

**寺西：**労災申請や裁判では遺族側に立証責任があります。皆さん協力者がいない中で，同じ境遇の人たちでお互いに励まし合って支え合う。そういうものがなければ，心が折れそうになって自分自身の闘う活動が前向きに進んでいかないのです。

**――具体的にはどのような活動でしょうか。**

**寺西：**各地の家族の会によって活動内容はさまざまです。私がいるところは毎月例会を開いて会員交流をしています。裁判をされている方には裁判の傍聴の支援に行っています。それと，連携する団体の集会参加や，年に一度弁護士や支援者と一緒に一泊学習交流会をしています。

**――「全国家族の会」としては，どのような活動をされているのでしょうか。**

**寺西：**毎年11月（勤労感謝の日を前に）に全国から集まって，厚生労働省と地方公務員災害基金本部に，労災認定されていない人の救済と過労死予防の要請行動をして，社会へ警鐘を鳴らしています。

過労死等防止対策推進法が成立するまでは，成立に向けた署名活動などもしていましたが，成立後は，実効性あるものにするための大綱を作ることも大事な活動なので，私たち4人は過労死等防止対策推進協議会の当事者代表委員に入っております。

**――これまでのご経験を通じて，過労死での労災認定の困難さ，会社に責任を認めさせることの困難さについて，どのように感じておりますでしょうか。**

**寺西：**過重労働の立証に会社の協力が得られないことが大きなネックになっています。私の夫が自殺した直後に社長は土下座して謝り，職場の人たちがみんな同情してくれて，「会社はひどい」と言ってくれたのですが，数日たてば手のひらを返したような態度になって，会社が箝口令を敷いたことで，誰も本当のことを言ってくれなくなったんです。個別でお話を聞きたいと言っても，「協力はできない」ということでした。労働実態がわかる客観的証拠と証言が必要ですが，職場の協力がなければなす術がない，そういう難しさがあり，不条理なことだと思います。

**――過労死について，行政や裁判所の考え方というのは，時代の変化によって変わってきているのでしょうか。**

**寺西：**変わってきています。家族の会のメンバーだけではないのですが，遺族が，過労が原因したという強い気持ちで長年闘い続けて判例が積み上がってきて，狭かった認定基準が改善されてきたという経緯があります。

でも，そこまで長い裁判に立ち向かうというのは，遺族1人ではなかなか成し得ないことですので，弁護士さんも共に闘っていただいてきました。支援者の支えも必要です。時間と労力と経済力，さらに長く持ち続ける精神力，これだけの条件がそろわないとなかなか難しい。同じ境遇の者が「一緒に頑張ろうね」と支えていく。そういうところで家族の会の仲間の力が発揮できる。

**――過労死された方のご家族と接するにあたり，気を付けている点はありますでしょうか。**

**寺西：**基本的にみんな心に傷を持っているので，お互いに配慮した対応が必要になってきます。私が心掛けているのは，私から「こうしたら」と言うことは極力控えています。相談者になるべくたくさん話してもらうので。とりとめない話をいっぱいされるのですが，相手が何を相談したいのかなと考えながら聞くんです。相手の気持ちをくみ入れて，何が言いたいのか整理をして，今日は聞いておくだけにするとか，ここは必要と思ったら，背中を押したりもします。そういう気付きを心掛けています。

**――身近な人が過労死することがないように，周囲の人間として何かできること，気を付けることがありましたら教えてください。**

**寺西：**私の夫は過労自殺でしたから，亡くなってから，あのときやっぱりおかしかったということがいくつも思い当たりました。ですから，亡くなってからでは遅いことが教訓になっています。過労でおかしいと思ったら弁護士や産業医に相談に行く。

症状が出てからでは遅いんです。だから働いている段階で，使用者や職場の人や家族も，長時間労働が続くと過労死や過労疾患につながるという認識を持ってほしい。本人は仕事に追われていますから，そういうことを考える間もないのです。そうした働き方はおかしいんだと職場の人や家族が気付くべきです。

**――ご家族が「おかしいんじゃない？」と言っても，本人は仕事のプレッシャー等から簡単には聞き入れてくれないようにも思うのですが。**

**寺西：**おっしゃる通りで，私は何回も「あんたの会社はおかしいよ」と言ってきました。でもやっぱり本人

は諦めているんですね。

夫は飲食店の店長でしたから，飲食店は忙しいのが当たり前，長時間労働は当たり前，どこへ行ってもこんなものと諦めていますから，私もそんなものかなと思っていたら，あれよあれよと思う間に亡くなってしまった。あのとき，どこかへ相談に行っていればよかったと，悔いが残るのです。

**── 外部に相談することが大事ということですね。**

**西垣：**はい。最近は過労死ということがマスコミでたびたび報じられていることもあり，これはもしかしてと思う家族が増えてきております。例えば，弁護士さんの過労死110番に相談されたり，労働組合に相談されて，私たち家族の会に相談が回ってきたりすることがあります。少しずつ無理をしないように本人が受け入れてくださるようにコンタクトを取るという方向で，ご家族に協力しながら，いわゆる周りが協力しながら気付いていただくということも増えてきております。

**── 何かあってからでは遅いわけですね。**

**寺西：**そうなんです。だから，おかしいなと思ったときに行ける相談体制，受け皿が必要になってくるのです。

**── 近時，いわゆる「ブラック企業」が労働者を使い捨てにしていると言われていることについて，どのように感じておりますでしょうか。**

**西垣：**私の息子は27歳で過労死しました。一家の主が亡くなるということも家族にとっては生活の基盤を失うという意味で大変なことではありますが，子を亡くすということは，親が生きていく支えをなくすということにもなり，その一家が目標を見失ってしまう。そういう意味でまた違う厳しさがあります。

20代，30代の若者といったら，これから日本を支える世代だと思うんですね。その人たちが亡くなるような国に未来はないと思いました。この日本の働き方自体を変えないと，息子の二の舞，そして私のように生きていくことに絶望しなければいけない親が増えていくと思いました。

**── 世の中から過労死をなくすためにはどうすればよいとお考えでしょうか。**

**寺西：**今にも倒れそうな人，過労死してもおかしくない状態の人がたくさんいる。まず，長時間労働をなくすことです。

過労死防止法の一番の問題は，理念法で罰則規定がないことです。交通事故を見ても罰則強化をすれば違反率や死者数は大きく減少するので，もうこれは絶対効果があることなのに。労働分野では罰則規定はできない，現行法の範囲という問題になりましたので，そこの難しさがありました。

まず，現行法を守ること，そして長時間過重労働の働かせ方をすれば人は過労死するという問題意識を強く持つこと。

**── 罰則規定の点以外で何かありますでしょうか。**

**寺西：**労働時間を適正に把握する。インターバル休息制度を導入する。終業から始業まで，EU並みに最低11時間空けることが望ましい。そして，36協定の特別条項を少なくとも過労死ライン月80時間以下にする。

**── 企業としては競争の中でコスト削減が求められており，現実的にはなかなか難しい側面もあるのかなとも思うのですが，どうしていけばよいとお考えでしょうか。**

**寺西：**私は韓国に行ってきましたが，韓国でさえ，サービス残業はないんですよ。先進国である日本がコスト面でただ働きさせないと企業が存続できないのでしょうか。労働者は決められた時間を働くことによって賃金を得ているのに，なぜただ働き残業を前提にしないと利益が出ないのですか。

私たちは，みんなでフランス，スイス（国連・ジュネーブ）に行きましたけど，日本はサービス残業とか長時間労働をしていると言うと，「何でするんだ」みたいなことを言われ理解されないのです。問題意識が全く違う。

なぜ日本は長時間労働，サービス残業を受け入れてしまうのか。力のない労働者個人ではどうしようも

ないとしても，大きな労働組合とか労働法令を扱っている厚労省や監督署なりが，なぜ黙認しているのか遺族にとっては腹立たしい限りです。

**── この問題は，社会全体が変わっていかないといけないと思うのですが。**

**寺西：**そうなんです。この法律（過労死等防止対策推進法）もそうなんですよ。働き方の意識を変えることは，1人とか，また一企業だけではできない。だから，国の責務でしなさいということです。

商慣行にも問題がある。例えば24時間営業を求めたりとか，格安の価格破壊を求めたりとか，そういうのも影響している。昔は，みんな週休で休んでいたし，夜中に営業しているところってなかった，お正月も年末年始は休んでいた。

**── 過労死をなくすために，弁護士として何かできること，何かすべきことはありますでしょうか。**

**寺西：**弁護士は法律専門家ですから，例えばボランティアで学習会を開くとか，一般市民が相談に行きやすい環境をつくっていただきたい。事が起きてから相談に行くのではなくて，普段から勉強会，集会を開いてもらって，そこで必要な相談を受けていただきたい。迷っている人が一歩踏み出す機会になるので。

**西垣：**もう1つ弁護士さんにお願いしたいことは，就職するまでの若い高校生，大学生，できれば中学生ぐらいから，自分がその職場に入った場合，自分を守る法律にどういうものがあるのか，自分はどういう権利を持っているのかということについて，いわゆる労働法教育，労働教育といいますか，ある意味，過労死しない教育をしていただきたいです。

**── 平成26年に過労死等防止対策推進法が成立しましたが，法律成立までにどのようなご苦労がありましたか。**

**中原：**国会議員にお願いしても，多くの議員は「そうだね，大変だね」ということで，ずっとスルーされてしまい，「僕が汗をかいてあげよう」という国会議員を探すまでのその過程が大変でした。やっぱりそのときの政治状況とかもありますし，今回，本当に機は熟したという形で動いたんだなというふうに思っています。

**── 法律成立後はどうなるのでしょうか。**

**寺西：**3年後に見直すとなっております。だから，「成立したから，終わり」ではなくて，成立してからの3年間でどれだけ事実をあぶり出す調査研究ができ，3年後の見直しにつないでいけるかということがものすごく大事なんです。

**── 法律成立後，国や自治体，事業主に対して，今後どのようなことを期待しておりますか。**

**寺西：**国も過労死は喫緊の課題だというのは認識しています。昨年7月に大綱が閣議決定されたので速やかに一つ一つ対策を講じていただきたいと思います。

ただ，国が動いても，47都道府県の自治体がどれだけやってくれるのかというのは，まだまだ難しいです。私たちも数は少ないですけれども，地元の労働局と自治体へ定期的に意見交換をしていますが，温度差を感じます。事業主は，法令を遵守し，労働者の健康を確保する。そのために国は周知啓発に力を入れてくれないと進んでいかない，まだ道半ばというのが実感ですね。

**── 最後に，今後の活動予定を教えてください。**

**寺西：**過労死ゼロ社会をめざした活動と，今，家族の会は全国に11カ所しかないので，47都道府県に1つずつ家族の会をつくりたいとの思いです。過労死遺族が元気になってほしい，遺族が前向きに暮らし笑顔を増やしたいというのが私の思いにありますので，遺族が元気になれる居場所，交流できる場をできるだけ増やしていきたいです。

**中野：**公務災害の申請者が少ない。本当はもっと多いはずです。申請者をどうしたら増やすことができるのか，もっと訴えてほしいという気持ちでいっぱいですので，これから方法を考えていこうと思っています。

第30回 東京弁護士会人権賞 受賞

# 故 黒田裕子さんの足跡

〈話し手〉阪神高齢者・障がい者支援ネットワーク代表
宇都幸子さん

2014年9月に亡くなられた人権賞受賞者故黒田裕子さんについて，阪神高齢者・障がい者支援ネットワークでご一緒に活動されていた宇都幸子さんにお話を伺いました。

黒田さんの阪神・淡路大震災をきっかけとする国内外での被災者支援のご活動，ボランティアに対するお考え，弁護士とのかかわりなど，その足跡について幅広く語っていただきました。

（聞き手・構成：西川 達也）

授賞式に臨まれる宇都幸子さん（左）

**プロフィール**
**黒田裕子（くろだ・ひろこ）**

1941年3月23日～2014年9月24日（享年73歳）
NPO法人阪神高齢者・障がい者支援ネットワーク（2015年3月31日解散）元理事長／NPO法人しみん基金・KOBE元理事長／NPO法人災害看護支援機構元理事長／NPO法人日本ホスピス・在宅ケア研究会元副理事長

**── 黒田さんと知り合われたきっかけは，どのようなものだったのでしょうか。**

**宇都：**私はもともと東京の人間でして，神戸の震災があった翌年4月，関西に引っ越してきました。あの当時は，神戸もまだブルーシートがいっぱい掛かっていましたし，何かしなければと思ったときに，黒田を紹介してもらいまして，それがきっかけでした。

**── 黒田さんの阪神・淡路大震災での被災者や高齢者，障がい者の方々への支援という活動は，どのようなものだったのでしょうか。地震の発生は早朝でしたね。**

**宇都：**黒田は震災の日に宝塚のマンションで原稿を書いていたようなんですね，地震の時間も。黒田はあんまり寝ない人なんですね。私が一緒に活動をするようになった後も，夜中でも本当に寝ない人でした。震災の日も寝ないで書斎にいたから助かったけれども，もしベッドに入っていたら恐らく本棚などが倒れてきて圧死していただろうと言っていました。

黒田の思いとしては，1度は死んだかもしれない命なので，これからは被災された方たちのために使いたいと思ったそうです。宝塚市の体育館で避難所を立ち上げて，1か月間そこで支援をしていました。

その後，宝塚は少し落ち着いてきて黒田も元の看護職に戻りました。ただ，神戸はまだひどい状態でして，西神第7仮設という一番西にあるとても広い仮設住宅は障がいを持っている方や高齢の方が多いということで，黒田も現場責任者として参加することになったのです。黒田は，宝塚市立病院の副総師長と

いう職を投げうって，ボランティアの世界に入っていきました。

**── 黒田さんは仮設住宅でどのような活動をされていたのですか。**

**宇都：**その西神第7仮設にいらした1,800人もの方たちをどうやって見守ろうかということから始まって，被災地をどのように支援するかというモデルを築いていきました。彼女は看護師の時代に病院でいろいろな工夫をしていたんですけれども，その成果に工夫を加えて，仮設住宅に応用していきました。

それは一口で言ってしまえば，被災された方の1人の人としての暮らしを見るということです。その方の復興の歩みを初期，中期，長期と，最後まで見越した活動を最初に組まなければというところに行き着くんですね。

被災者の方が，避難所から仮設住宅，仮設住宅から復興住宅と移られていくそれぞれの過程で，コミュニティーづくり，24時間の見守り，生活相談，グループハウスの設置などを通じて，高齢者・障がい者を孤独死させない，寝たきりにさせない，住みやすい生活の場としていくための活動をしていました。若いボランティア仲間と共に通路の草を刈ったり，住宅の補修をしたりということもしていました。

**── そうした新しいモデルを作っていくにあたって，黒田さんと阪神高齢者・障がい者支援ネットワークの活動には，どのようなご苦労がありましたでしょうか。**

**宇都：**その新しい形というのは，ボランティアだけではやっぱり不十分なんですね。

被災者の方々の暮らしを見るといっても，ボランティアですから行政から個人情報はいただけませんから，全部手探りなんです。私は，団体が立ち上がってから1年後ぐらいに参加しましたが，やっと全戸訪問が終わってそれぞれのカルテができたという段階でした。それを作るまでも，何でボランティアに自分の家のことを話さなきゃいけないの，となかなか門戸を開いてくださらない方も多くて，何回も何回も訪問を重ねて信頼関係を築いていくという形だったそうです。

そのカルテを見ると，被災者の方々のニーズは殆どが健康問題なんです。人によっては生活保護が必要な方もいます。しかし，行政にかけあってもボランティアさんに出す情報はありませんと言われて当初はなかなか相手にされなかったそうです。何回も何回も被災者の方のところに通ううちに，行政の方が持っている仮設住宅の入居者の情報よりも，ボランティアが持っている情報の方がもっと分厚いわけです。仮設住宅の住民とボランティア間の信頼関係の上で得られた情報ですから。

そのうち行政の方も心を開いてくださって，一緒にやる関係ができてくるんですね。その環境をつくるまでが大変だったと思います。

**── そうしたご活動の中で，黒田さんの主な役割というのはどういったものだったのでしょうか。**

**宇都：**黒田は，けん引者ですね，私ども団体の。黒田がどんどん新しい段階に合わせた活動を提案してきます。私たちはそれを具体的に行うためにフォーマットを作って活動につなげていきました。

黒田は，そのうちに大学に講師で行ったりとか，講演に行ったりとか，外へ出ていくことが多くなりましたから，黒田から指示をもらってそれをメンバーで実施していくということが多くなっていきました。でも，やっぱり黒田は現場が一番大事という人ですから，時間があれば1時間でも帰ってきて，現場を見るということをしていました。

**── 話をお聞きすると，相当エネルギッシュな方だったのですね。**

**宇都：**黒田は私よりちょっと歳が上ですけど，本当に目を見張るほどエネルギッシュでした。

若い看護学生に伝えたいという思いが強くありましたから，学校へ講義に行くときには参考書や学生に読んでほしいと思う著書を数十冊抱えて出かけていました。そのほかの講演でも「お断りする」ということはなく，時間が許せばすべて受けていました。

**── 黒田さんは，東日本大震災の後は，東日本の被災地と神戸とを行ったり来たりをされていたとお聞きしています。**

**宇都：**そうですね。東日本では神戸で仮設住宅の支援をしていた仕組みが大変効果が上がりまして，被災地・被災者支援のモデルになりましたから，そのやり方に東日本の土地柄・風土といったものを加えて，現地の方々の復興に沿った形を作っていました。中越地震の時も同じでした。

東日本の場合は規模も大きかったですし，長期にわたってやらなきゃいけないということで，現地採用の看護師さんの他に，神戸でそうした仕組みを経験した人とか，災害看護を学んだ看護師さんを送り込んで365日24時間体制を作っていました。

**── 神戸でのモデルやノウハウを伝えるためにということですか。**

**宇都：**そうです。私は昨年末，東日本の被災地に常駐していた現地雇用の看護師さんから，すごくうれしいお手紙をいただきました。黒田が向こうに行っていたときに，ある中学校に頼まれてよく講演に行っていました。いじめがすごく多かったということで，人権とか命をテーマに講演していたんですけど，その中学校が，最近は生徒たちが主体になっていじめ対策を立てて新聞に掲載されましたということを知らせてくださいました。黒田の支援活動は「人権」「いのち」「助け合う」などを大きなテーマとしていましたので，足跡がそこにも見えます。

**── 先ほど中越地震のお話がありましたが，その他にもトルコ，台湾，四川，ハイチの地震など海外の被災地にも行かれたということをお聞きしています。そうした黒田さんの活動について教えていただければと思います。**

**宇都：**トルコ，台湾と続けて大きな地震でした。被災された方々への看護活動と共に現地の被災者支援にあたる方たちや看護師の方たちに具体的な活動をするときの心構えなどをお話ししてきたと言っていました。

四川は最初，現地での看護活動と支援者との交流で行ったのですけれども，その後，北京師範大学の方から大学で復興プロジェクトを立ち上げたので，そこへノウハウを教えに来てくださいということで，北京の大学へ2年くらいにわたって何回も行っていました。ハイチは世界でも最貧国といわれるぐらい貧しい国です。衛生状態も悪く物資もとぼしいということで，子供たちに学用品，文具も持って行きました。

**── 四川での活動が認められて，北京の大学にも招かれたのですね。**

**宇都：**そうだと思います。

**── 黒田さんは本当に幅広く活動されていて，被災者支援という枠に収まらないという気がいたします。そうした被災者や困っている方を支援したいという思いはどのようなものだったのでしょうか。**

**宇都：**本人がもともと医療者で，特に若いころにがんを患ったことがありまして，がんの人に対する思い入れはすごくありました。神戸のがん患者さんの会も支援していましたし，がん患者さんの相談も沢山受けていました。

がん患者さんから電話がかかってくるのは夜中が多いんですね。夜中に電話がかかると，だいたいお一人の方で40分から1時間は悩みを聞いて差し上げたり，時には医療相談に乗ったりもしていました。そういう困っている方に対する絶対的な優しさというんですか，心を傾けるということは多かったですね。今日は疲れているから「お休み」というふうには絶対に言わない人でした。

**── ボランティア活動に対する思いというものは，黒田さんにとってどのようなものだったのでしょうか。**

**宇都：**ボランティアって普通は無償と思いますでしょう。でも，今は無償ではなかなか難しいですね。ですから有償ボランティアという言葉があるくらいで，NPO法人でもちゃんと自分の生活ができるくらいは活動費を受け取るのが普通です。

ただ，1円でもお金をもらったらそれは責任が伴います，ということは言っていました。それと，無償であっても，「理念と責任」を持たなきゃいけないということはいつも言っていました。それはボランティアであっても，自分の好きな時間に自分の好きなことを自分の好きなだけやるのではだめだと。対象になる方がいらっしゃって，その方たちのニーズは何かをきちんとくみ取って，それに対応したことをするのが本当のボランティアですと。それには理念と責任を持ってかかわってくださいと，非常に厳しかったです。

さらに，ボランティア活動は，それを受けてくださる方がいるからできることを忘れてはいけないということも常に言っていました。

**── その他の黒田さんの活動や取り組みについても教えてください。**

**宇都：**支援者の育成にも力を入れていました。色々な職種の方たちがネットワークを組んで，1人ひとりの人が生活したいと思った地域で最後まで暮らせるように支援体制を作るということを仮設住宅の時代からずっと進めていました。

**── 当初からそうした取り組みをされていたのですか。**

**宇都：**はい。神戸の仮設住宅の2年目の終わりぐらいから，行政のまちづくり支援課，保健所，警察，福祉，消防署，民生委員の方にも声を掛けて，そうした方たちとの連絡会議をしていたのです。目的は仮設住宅の方たちの安全と命を守るためでした。今，各地で進められている「地域包括ケアシステム」の原型かもしれません。

仮設住宅には，認知症の方，うつ病で自殺願望を持っている方，アルコール依存症の方も沢山いらっしゃいましたから，そうした連携や細かい情報交換がとても大切でした。

**── 特に黒田さんのお言葉で，印象に残っているというものはありますか。**

**宇都：**黒田は，実践していた活動を，理論付けて体系化したいという思いがすごくありまして，「理論と実践の統合」という言葉を使っていました。

それから，よく講義の中で使っていたのが，「人間と地域とくらしの一体化」という言葉ですね。人は1人では生きていけないと。地域の中にある1人の人間としてのくらしがあって，初めてその人のくらしが成り立つのだということを言っていました。

もう1つ，私が忘れられないのは，「人生の旅の荷物は夢ひとつ」という言葉でしたね。いつも夢を持って前に進みたいということでしょうか。黒田が，東北の方たちに，小さいカードにこの言葉を書いてお渡ししていたみたいで，「私のお守りなの」と言って皆さん持っていました。

**── 黒田さんと阪神高齢者・障がい者支援ネットワークのご活動で，弁護士とのかかわりはありましたでしょうか。**

**宇都：**かかわりは深いと思います。仮設で暮らしている方たちにとって，制度の枠に当てはまらないことも多いです。でも枠外のことは受け入れてはもらえない。

法とくらしの問題をよく黒田と話をしていました。支援ネットの組織にも弁護士さんに監事に入っていただきました。何かというと助けていただいて，黒田も被災者の人権を守ってちょうだいということを，よく訴えていました。平穏な暮らしがないところでは医療も何もないですからね。

**── 被災された高齢者・障がい者の方々のために弁護士・弁護士会としてできることはありますでしょうか。**

**宇都：**弁護士の先生に仮設住宅に法律相談に来ていただいた時に，ずっと相談室にいたところ，誰も相談に来なかったそうです。あとでその先生が，「自分から出て行かないでどうするんだ」と黒田に怒られましたとおっしゃっていましたけど，ぜひ現場へ飛び込んでいただけたらうれしいと思いますね。

そうしたら被災された方とか，それから災害時だけじゃなくて弱い立場にいる方たちは，本当に救われることがいっぱいあると思います。

# 逞(たくま)しい法曹と弁護士会を創る

## ― 2016 年度会長の就任にあたって―

東京弁護士会会長　小林 元治

2016年度会長に就任いたしました。副会長，監事，常議員と心を一つにして，市民からの期待に誠実にこたえると共に，会員の皆様のための会務運営を行って参りたいと考えています。

弁護士・弁護士会を取り巻く環境は厳しく，法曹養成や憲法と平和への取組など，いま，多くの課題に直面しています。私は，約7800名という多くの会員を擁する東京弁護士会の会長として弁護士自治を堅持し，弁護士が誇りと使命感を持って社会に貢献できるよう，会務に全力を尽くしたいと考えています。

### ◆ 法曹養成制度改革

昨年，法曹養成制度改革推進会議で示された大きな方向を踏まえて，東弁としても司法修習生への経済的支援（給費制），弁護士の活動領域拡大に取り組みます。領域拡大は若手会員対策でもあり，予算付を含めて具体的な取組が必要です。

### ◆ 民事司法改革

利用しやすい民事司法を実現することは，利用者の視点に立って是非とも推進しなければなりません。証拠法制，判決執行，法律扶助改革，提訴手数料の定・低額化，行政訴訟改革など，東弁でも取り組みます。

### ◆ 司法アクセス

法律扶助の償還制から給付制の検討，新たに開発された権利保護保険への対応も必要です。刑事の取り調べの可視化や被疑者弁護第3段階のための刑訴法改正の実現や弁護人の立会権，被疑者・被告人国選弁護報酬改定に向けて，東弁としての取組も必要です。

### ◆ 人権課題

現在，我が国では消費者，高齢者，障がい者，女性，子ども，犯罪被害者，外国人，性的マイノリティなど様々な人権課題が発生しています。弁護士会として声を挙げて，問題の監視と必要な改善措置を果敢に取って参ります。近時増え続ける児童虐待は社会問題化しており，弁護士の役割としても子ども手続代理人の拡充やその報酬国費化への取組も必要です。

### ◆ 弁護士不祥事対策

弁護士による重大な不祥事は，市民の信頼を失い，弁護士自治を危うくします。市民窓口や非弁提携などの情報を早期に生かして未然防止や事前公表による被害拡大を防ぐことが必要です。再発防止のための倫理研修などの会員サポートもしていかなければなりません。ここ数年で懲戒申立件数が大幅に増加している現状に鑑み，迅速で効果的な体制を取るため，綱紀嘱託などの人的整備も必要です。

### ◆ 若手会員支援

一般と特別会計の全体を分析し，管理費の削減や若手会員の経済的軽減策について，財政問題検討チームを組織して検討します。OJT法律相談の実施策も検討します。なお，赤字予算・黒字決算という長年の会計状況を改めるべく5月の定時総会予算までの間に前年度理事者と併走して事業計画を裏付け，会務執行を統制する予算となるよう努めます。

### ◆ 安保法制と憲法改正

いわゆる新三要件のもとに集団的自衛権を認める安全保障関連法案はこれまで政府が確立した解釈を覆し，憲法解釈の限界を超え，立憲主義に反するといわざるを得ません。恒久平和主義を根底から覆すような憲法改正には反対です。今後もシンポジウム，学習会などを継続し，警鐘を鳴らす取組が必要です。

会員の皆様のご理解とご支援を宜しくお願い申し上げます。

**2016年度の役員に**
**誌上インタビューを行いました。**
**1年間よろしくお願いいたします。**

**質問**
① 一番関心のあることは何ですか？
② 一番大切にしていることは何ですか？
③ 長所・短所，趣味は何ですか？
④ 座右の銘は何ですか？

## この国のかたち～司法と弁護士の使命

会長　小林 元治（33期）

① 戦後，軽装備，経済発展で突き進んできた日本が享受している平和と安全が，憲法の大きな枠組みを変えなくては護れないのか。大きく変わりつつある日本の現実の中で司法と弁護士の役割を考えざるを得ません。
② 信頼と信義，そして敬愛の気持ちです。事をなすには信頼できる仲間と相手も必要です。真心を持って誠実に行動して信義を重んじる。それには相手を尊敬し，親しみの気持ちを持つことが大切と思います。
③ 長所は辛抱強いことでしょうか。短所は時に我が意を伝えんと欲し，反発を買うことでしょうか。趣味は下手な囲碁とゴルフ，ピアノ曲を聴くことです。
④ 「人事を尽くして天命を待つ」「畏天敬人」

## 未来を担う人のために

副会長　谷　眞人（42期）

① 弁護士会を日本一のシンクタンク，人権擁護NPOにすることに関心があります。コップの中の争いをしていてはいけないと思います。混沌の時代に，憲法の示す価値の実現を弁護士が社会に示すべきときではないかと思います。
② 相手の立場に立つということです。正義は人の数程あると思います。相手の立場も尊重しつつ彼我のベストバランスを見出したいと思っています。
③ 長所は陽気なこと，短所はだじゃれが過ぎること，趣味は料理，ゴルフ，食べ歩きです。
④ 座右の銘は「どうせやるなら楽しく」です。社会の様々な出来事には色はついていないのであって，色をつけている（評価をしている）のは自分の心です。だからいつも出来るだけ楽しい色をつけたいと思っています。

## 未来のために　一歩ずつ進む

副会長　芹澤 眞澄（43期）

① (1) 若手，女性など世代や状況が異なる会員それぞれが活躍するために弁護士会が行うべき取り組みは何か，(2) 弁護士が市民からの信頼を得るために弁護士会は今何をするべきか，(3) 安全保障関連法の廃止などに向けた取り組み。
② 真心をもって人に接することと自分を律すること。
③ 長所は物事に一所懸命に取り組むこと，短所は自分の限界に気づかず無理をすること。趣味は身体を動かすこと（ジムでの筋トレなど）と休日に簡単な料理を何種類もつくること。
④ 「この一球は絶対無二の一球なり。されば心身を挙げて一打すべし。この一球一打に技を磨き体力を鍛え精神力を養うべきなり。この一打に今の自己を発揮すべし。」中・高とテニスをしていたので，好きな言葉です。時間を大切に悔いなく生きたいと思っています。

## 叡智を集めて　身近な司法の実現へ

副会長　成田 慎治（43 期）

① 優秀な若手法曹の育成・支援です。そのために司法修習生に対する給費等の経済支援やＯＪＴのより積極的導入，活動領域の拡大などを目指して努力していきます。

② 「思いやり」です。相手の立場に立って物事を考えることであり，人として大切であると同時に，当事者間の紛争を解決する法曹の素養としても重要であると思います。

③ 明るく，楽観的なところが長所で，つい調子に乗りすぎるのが短所です。

趣味は，身体を動かすこと，読書，音楽鑑賞等です。

④ 好きな言葉は「一歩前へ」です。困難な状況でも立ち止まらず突き進みたいです。

## より良い法曹養成制度の実現を

副会長　仲　隆（44 期）

① ロースクール制度の在り方です。ロースクール非常勤講師をした経験から，予備校と独学で勉強していた旧司法試験の時代と異なり，ロースクール制度は，多様なバックグランドをもった学生が，実務家教員を取り入れながら，大学院における法教育という形で学んでいくという点において，人間性豊かな法曹実務家を養成して市民に身近で利用し易い司法を実現するという理念を実現してゆくものと感じています。ただ，予備試験制度との関係，ロースクールの統廃合の問題など大変難しい問題を抱えています。弁護士会だけで取り組める問題ではありませんが，ロースクール制度の理念を損なうことのないような法曹養成制度が確立することを期待しています。

② 健康第一です。

③ 長所は弁護士の仕事が好きなことです。短所は特にありません。趣味は散歩です。

④ 「和をもって貴しとなす」

## 未来を託せる弁護士会を

副会長　鍛冶 良明（44 期）

① 弁護士自治です。弁護士の不祥事が多発する中，大手新聞社が１面でこの問題を特集しました。安全保障関連法案等で，独立した立場から信念に基づいて断固たる立場を貫く弁護士会へのけん制とも受け取れます。今，弁護士会の自浄作用が試されようとしています。

② 人とのつながりです。今の自分があるのは人とのつながりの賜物だと思いますし，これからも出会った方々の魅力を吸収しながら成長していきたいと考えています。

③ 趣味はゴルフ，短所はゴルフが下手なこと，長所は下手なゴルフをあきらめずに続けていることです。それから，グルメではありませんが，単純に飲食が大好きです。

④ ならぬ堪忍するが堪忍です。もう駄目だと諦めかけたときの，あと一歩の辛抱を後押ししてくれる言葉だと思います。

## 会員とともに歩む弁護士会に

副会長　佐々木 広行（48 期）

① 東弁の会運営に関する若手会員の意見です。

② “素直に生きる”ということでしょうか。

③ 自分自身の長所・短所というものはよくわからないものです。この原稿を書くために，秘書に“私の短所を指摘してくれないか？”と問いましたら，静かな声で“特にないと思われます。”といわれ，苦笑いされました。次に，“私の長所も指摘してくれないか？”と問いましたら，室内を沈黙が支配しました。どうやら短所のほうが多そうです。

最近の趣味は覚えたての囲碁です。頭の体操によいかなと思い，初級者用の詰碁などをしています。

④ 最近は，父にいわれた次の言葉を肝に銘じております。“われわれは同じ田園の中で生きている。他者に寛容であれ。”

## 会員や市民から信頼される弁護士会を目指して

監事　村田 智子（48 期）

① 一番関心があるのは会費の問題です。弁護士自治を守りつつ，社会や市民の要請に応え，各会員の負担を重くしないためにはどうすればよいのか，日々精査し，考えていきたいと思っています。
② 自分が「生きている」のではなく「生かされている」ということです。言い換えれば，すべてのものへの感謝です。実際にはついつい忘れてしまうのですが…。
③ 長所は，特にないような気がしますが，しいていえば何でも美味しくいただけることでしょうか。短所は，短気なことです。この1年間，長所はほどほどに，短所は封印したいと思います（笑）。趣味は犬の散歩です。朝は，料理上手な夫に朝ごはんの準備を任せ，1時間くらい散歩しています。
④ 「九転び十起き」です。これは，NHKの連続テレビ小説「あさが来た」の主人公の座右の銘ですが，同じ女性として，あの強さと明るさに心惹かれます。

## 適正な会費額の検証を続けます

監事　菅沼 真（50 期）

① 監事の立場として関心があるのは，やはり，会費問題です。東弁の財務に関して，多くの会員が気になっている問題だと思いますので，適正な会費額について，検証を続けていきたいと思います。
② 人との出会いや縁です。弁護士という仕事柄，やはり，人づきあいは欠かせませんし，人との出会いや縁を大切にするよう心がけているつもりです。
③ 長所は，簡単には諦めない粘り強さだと思っているのですが，ある人に言わせると，諦めが悪いとか切替えが遅いということなので，長所と短所が表裏一体となっているようです。趣味は，旅行です。弁護士登録直後は，早めにリタイアして，世界一周旅行に出ることを密かに目論んでいましたが，現実は…厳しいです。
④ 座右の銘ではありませんが，「勝ちに不思議の勝ちあり 負けに不思議の負けなし」という言葉が好きです。仕事が上手くいかなかった時など，この言葉を思い出して，原因がどこにあったのか，冷静に考えるようにしています。

## 2016年度 常議員（80人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 福原　弘 | 大森　夏織 | 藤本　慎司 | 藤野　高弘 | 中川　勝之 | 贄田健二郎 | 丸山　高人 | 岡野　真之 |
| 森田　太三 | 中嶋　公雄 | 永井　健三 | 青井　慎一 | 篠崎　歩 | 吉田　直可 | 井上　圭 | 鹿島　裕輔 |
| 野々山哲郎 | 山﨑雄一郎 | 馬場　寛子 | 遠藤　きみ | 樫谷　典男 | 後藤　健夫 | 大澤　一隆 | 秀島　晶博 |
| 武内　更一 | 花﨑　浜子 | 田原　緑 | 伊藤　英徳 | 中根　敏勝 | 福本　朝子 | 川原奈緒子 | 和賀　公紀 |
| 庄司　克也 | 古澤　昌彦 | 中川　素充 | 岡田耕次郎 | 阿部栄一郎 | 河村　洋 | 恩田　俊明 | 菊間　龍一 |
| 森　徹 | 松阪　健治 | 崔　宗樹 | 渡邉　迅 | 正田　光孝 | 浅田　修司 | 酒田　芳人 | 板倉　武志 |
| 佐藤　貴則 | 湊　信明 | 隈部　泰正 | 鈴木　啓史 | 大栗　悟史 | 高橋　辰三 | 佐藤　元 | 井上　裕貴 |
| 中村　忠史 | 鈴木　敦士 | 美和　薫 | 松本甚之助 | 川﨑健一郎 | 黒澤　真志 | 大沼　竜也 | 桜井　祐子 |
| 中島　彰彦 | 秋山　里絵 | 鍬竹　昌利 | 田中　貴一 | 本多　貞雅 | 山﨑　悠士 | 濱田　六法 | 久保　俊之 |
| 渡辺　彰敏 | 長谷川浩一 | 熊谷　吏夏 | 寺島　英輔 | 畠山　慎市 | 西尾いづみ | 安藤　俊平 | 二階堂郁美 |

## 2016年度 日弁連代議員（80人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 福原　弘 | 仲　隆 | 湊　信明 | 美和　薫 | 田中　貴一 | 畠山　慎市 | 丸山　高人 | 岡野　真之 |
| 森田　太三 | 鍛冶　良明 | 鈴木　敦士 | 熊谷　吏夏 | 寺島　英輔 | 贄田健二郎 | 井上　圭 | 鹿島　裕輔 |
| 野々山哲郎 | 渡辺　彰敏 | 秋山　里絵 | 藤野　高弘 | 中川　勝之 | 吉田　直可 | 川原奈緒子 | 秀島　晶博 |
| 武内　更一 | 大森　夏織 | 藤本　慎司 | 青井　慎一 | 篠崎　歩 | 後藤　健夫 | 恩田　俊明 | 和賀　公紀 |
| 庄司　克也 | 中嶋　公雄 | 永井　健三 | 遠藤　きみ | 樫谷　典男 | 福本　朝子 | 戸田　順也 | 菊間　龍一 |
| 森　徹 | 山﨑雄一郎 | 馬場　寛子 | 伊藤　英徳 | 中根　敏勝 | 河村　洋 | 酒田　芳人 | 板倉　武志 |
| 佐藤　貴則 | 花﨑　浜子 | 田原　緑 | 岡田耕次郎 | 阿部栄一郎 | 浅田　修司 | 佐藤　元 | 井上　裕貴 |
| 成田　慎治 | 佐々木広行 | 中川　素充 | 渡邉　迅 | 正田　光孝 | 高橋　辰三 | 大沼　竜也 | 桜井　祐子 |
| 中村　忠史 | 古澤　昌彦 | 崔　宗樹 | 鈴木　啓史 | 大栗　悟史 | 西尾いづみ | 濱田　六法 | 久保　俊之 |
| 中島　彰彦 | 松阪　健治 | 隈部　泰正 | 松本甚之助 | 本多　貞雅 | 高関　雅英 | 安藤　俊平 | 二階堂郁美 |

＊登録番号順・敬称略

# 2015年度 沖縄調査

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会長　藤川　元（35 期）

**1**　人権擁護委員会沖縄問題対策部会は，1995（平成7）年以降は毎年，沖縄に2泊3日で視察旅行に行き，米軍基地に端を発する人権侵害問題について調査を行なってきた。2015（平成27）年度は，1月29日（金）から31日（日）にかけて，普天間基地の辺野古移設をめぐる問題を調査することを主眼として，以下のような視察・調査を行なった。一行は，担当職員や修習生を含めて13名であった。

大浦湾を見下ろす高台での解説

## 2　1月29日（第1日目）

(1)　この日は，沖縄県と国との間で訴訟が展開されている代執行訴訟の第3回口頭弁論期日の開かれる日であった。私たち一行は，那覇空港から，那覇地裁前へ直行した。午後2時から開始される裁判を控え，裁判所前の広場では沖縄県側から出席しようとする翁長知事，稲嶺・名護市長，弁護団弁護士からの挨拶，これらを激励する挨拶が大盛況の中，行なわれた。私は，この訴訟で沖縄県側の意思が受容れられる結果となるよう願わずにはいられなかった。

(2)　この集会が終わるとすぐに，沖縄県庁へ行き，基地対策課，企画調査課のかたから，米軍基地に関するさまざまな角度からのお話をうかがった。中でも印象に残ったことは，敗戦直後の頃とは異なり，今の沖縄経済は米軍基地に依存しているのではないこと，むしろ逆に，米軍基地の一部が返還され，活用されている跡地と活用されていない跡地があるが，活用されている跡地は大きな経済波及効果が得られていることだった。私たちは，沖縄は基地によって生活が成り立っている，との誤った思い込みを修正しなければならない。

## 3　1月30日（第2日目）

(1)　那覇を朝出発し，辺野古に向った。辺野古にある米軍のキャンプシュワブのゲート前には，キャンプ内に辺野古の海を埋め立てるための資材を搬入させまいとする住民がテントを構えて体を張っている。朝5時ころにこのゲートを資材搬入のための車両が通過しようとする際には，これに抗議する住民と搬入を守ろうとする警察との間で衝突が起き，逮捕者が出るという。こうした話を聞くと，法律は何のためにあるのか，誰のためにあるのか，改めて考えさせられる。

(2)　午後，辺野古に基地を作らせないことを訴える「二見以北の会」代表をつとめる浦島悦子さんに，辺野古の海が見渡せる丘の上から現状を説明していただいた上で，場所を変えて話をうかがった。国からの，アメとムチによる圧力が強い中で，この小柄で品の良い初老の女性のどこにそのようなエネルギーがあるのかと思ってしまうが，自然豊かな海に対する感謝の気持ちと，かつての沖縄戦に示されるような戦争の原因を基地が作り出していることから，基地は絶対に作ってはならないとの信念をもっているとのこと，深く感じさせるものがあった。また，同席して

いた，地元で建設業を営む渡具知さんは，国が基地建設を進めることで住民同士の人間関係が切り裂かれかねない苦悩や，そうした中でもご子息が自らの考えのもとに基地に反対する活動に身を投じてくれている喜びを，ありのままに語って下さった。今回の視察において，純粋な地元のお二人のお話を聞けたことは大変喜ばしいことだった。

(3) この日は，さらに懇談会の予定を組んだ。名護市内で私たちは，「海上ヘリ基地建設反対・平和と名護市政民主化を求める協議会」の４名のかたがたと辺野古基地建設の問題について，意見交換をした。ここでは，① 辺野古基地の建設は単に普天間基地の代替施設を作るというのではなく日米共同の一大軍事拠点を作る計画であるのだ，② キャンプシュワブのゲート前の抗議活動は，まさに体を張った活動なのだ，③ 実際に辺野古に基地を造るとなると，地下に文化財が埋没していたり，埋立に必要な土砂の用意をどうするのか，などさまざまな関門があり，単に，今，県と国とが係争中の裁判だけで帰趨が決まるものではない，④ 辺野古基地建設反対のための沖縄県民の活動が，このところ，とくに拡大しかつ活発化してきている，などのお話を聞いた。

## 4　1月31日（第３日目）

前述のとおり，代執行訴訟の第３回口頭弁論期日が１月29日に開かれたが，県の弁護団の中で事実上中心的役割を荷っているのが加藤裕弁護士（沖縄弁護士会・44期）である。私たちは，多忙な加藤弁護士に無理を願って日曜日の午前中にお話を聞かせていただいた。29日の裁判期日に，非公開の場で裁判所から双方当事者に和解案が示されたのだが，これは口外しない約束となっていたため，加藤弁護士も私たちも和解の話に触れることは一切しなかった。これまでの法廷で弁護士団の先頭に立って弁論を担当してきた弁護士として３回の弁論を通じて訴訟の行方について一体，どのような感触をもってきたのだろうか，私は，この点に最も関心があった。加藤弁護士のお話を聞いて，私は，裁判所が今回，国が提起した代執行訴訟が，地方自治法245条の８に定める要件の１つである「本項から第八項までに規定する措置以外の方法によってその是正を図ることが困難」との要件を果たして満たしているのかどうか強い疑問をもっているようであると感じた。和解が成立しないようならば，翁長知事，稲嶺・名護市長の証人尋問を経た上で結審，判決の予定であり，判決は2016（平成28）年４月ころであろう，とのことであった（注）。裁判の現場で奮闘する弁護士はもちろんであるが，これを東京から注視する私たちにとっても，緊張する時間が続くことになる。

キャンプシュワブ前のテントの様子

なお，加藤弁護士からは，地方と国の関係を研究するセクションが弁護士会にあってもよいのではないか，との提案がなされたが，一考を要する問題提起であると思う。

**5**　今回の沖縄視察，いろいろなかたのお話を聞くことができ非常に充実したものになったと自負している。昨年11月５日，クレオにおいて琉球大学・徳田博人教授，沖縄弁護士会・金高望弁護士をお招きして辺野古基地建設についてのパネルディスカッションを行なったのであるが，今回の視察では，１月29日の公式のプログラムが終わったのち，沖縄問題対策部会での懇親会を行なうにあたり，このお二人にお声かけをしたところ，お二人とも喜んで参加して下さり，より交流を深めることができた。このことも，良き思い出の１つである。

（注）　本原稿を寄稿したのちである2016（平成28）年３月４日，国と県とは裁判上の和解をし，埋立工事は一旦は中断することになった。

— 紛争解決センター 利用促進企画 —

# あっせん人列伝

## 第3回　岡田 康男 会員（34期）

連載企画第３回は，本センター運営委員会元委員長でもあり，あっせん人の経験も豊富な岡田康男会員です。　（聞き手：紛争解決センター運営委員会委員　髙木 理恵子）

**Q1　本センターのあっせん手続きが優れている点を教えてください。**

①あっせん人には経験豊富な弁護士がなるので，公正さと適切さが担保される点ですね。当事者が一番気にする点だと思います。次に，②当事者主体の話し合いを重視する手続きなので，双方の話を十分時間をとってしっかり聴きます。話したいことをしっかり話せたということは当事者の納得感につながります。さらに，③手続きが柔軟な点です。公正さを害しない限り，できるだけ当事者の意向に沿うように運用しています。例えば，あっせん人によっては土日にあっせん人の事務所で期日を開催したり，短期集中が必要な時は2週間に3期日を入れたりすることもあります。強調したいのはこの3点ですね。

**Q2　あっせん手続きが適していると考える事案について教えてください。**

「当事者が強く解決を望んでいるが，当事者間の話し合いでは埒が明かない。他方で，訴訟要件に疑義がある等裁判所での手続きにはなじまない」といった事案です。

75歳の弟が80歳の兄から突然40年前の建築代金の支払いを求められ，いくら説明しても納得してもらえず困っているので解決したい，という事案で私はあっせん人を務めました。証拠の書類も残っていないし，時効も問題です。ただ，弟さんによると，お兄さんは脳梗塞の手術後，怒りっぽく頑固になって，明らかに誤解でも譲らなくなってしまったが，これまで立派な人生を歩んできた人で，自分も幾多の支援を受けてきて尊敬する気持ちは変わらない，兄弟関係を壊さずに円満に解決したいというんですね。お兄さんの家族も円満な解決を願っており子ども3人が同行していました。

私は，お兄さんに好きなだけ話をしてもらって，とことん話を聞きました。お兄さんの記憶力に不安があったので，お子さんたちに同席してもらってね。そうしたら，お兄さんは，金銭が問題ではなく，請求をしたときに，弟が弁済したことを説明するだけで，感謝の気持ちが示されないので，恩義に背かれたと思い込んで怒っていたのです。そこで，私は，お兄さんに法的に請求が認められ難いことを説明し納得してもらった上で，期日において弟さんが多少の謝礼金を渡し長年の支援に対する感謝の気持ちを表明するという和解案を提示しました。双方共に納得して和解成立になり，当事者もお子さんたちも喜んでおられました。

**Q3　あっせん人を務める際に心がけていることを教えてください。**

先ず，①手続きはできるだけ当事者の意向に沿って柔軟な運用をします。次に，②できる限り同席対話を試みます。また，③双方からこれで十分だという程度まで話を聴きます。その上で，④早めに不足資料を提出してもらい，不明部分を釈明してもらって争点を確定して事実関係を整理し概ねの心証を形成します。その後，⑤心証をある程度開示して，解決案を双方に出してもらい，すり合わせをして成案を模索します。当事者から和解案が出ないときは，あっせん人から提案します。概ね1乃至3回期日で結論が出ます。

当事者があっせんに来るということは，解決したい気持ちが強いということ。あっせん人もその気持ちに応え，情熱をもって対応します。当事者の解決意欲の強さ，あっせん人の情熱の強さに比例して，相乗効果ですごく気持ちのいい解決ができますね。

**岡田康男会員プロフィール**

1979年弁護士登録。2005年東京弁護士会弁護士倫理委員会委員長。2008年から2010年まで東京弁護士会紛争解決センター運営委員会委員長。東京簡易裁判所調停委員。東京家庭裁判所調停委員。

―男女共同参画推進本部 連載―

# 性別にかかわりなく，個性と能力を発揮できる弁護士会を

## 第14回 東弁国際委員会における男女共同参画推進の取組みについて

国際委員会副委員長　渡邊 由美（53期）

### 1　当委員会における取組状況

当委員会では，男女共同参画基本計画において掲げられた数値目標を当初から達成しており，当委員会における男女共同参画推進の取組みに関する報告書を男女共同参画推進本部に提出させて頂いたところ，当該報告内容について当会全体で共有することは，他の委員会や会員の方々にもご参考になるのではないかという趣旨で，この度，同推進本部より，LIBRAの連載への寄稿のお話を頂いた。

ダイバーシティがグローバルスタンダードとなる中，当委員会では国際的な業務に携わる委員も多く，以前から男女・年齢を問わず互いに自分の意見を述べることについてあまり躊躇せず，女性にも参加し易いオープンな環境が自然に醸成されている等，男女共同参画推進に親和性のある状況が当委員会の委員からも指摘されているところではあるが，2010年度以降，正副委員長において計2名以上の女性委員の選任を確保している他，当委員会初の女性委員長として丸3期当委員会を主導して来られた石黒美幸委員長による旗振りの下，より積極的に男女共同参画推進に向けた様々な試みを行っているので，その主な取組みについて，以下ご紹介させて頂く。

- 毎年メーリングリスト（以下「ML」という）を作成し，全委員に毎回MLで委員会開催通知を送付する際，議題についても事前に通知。
- 委員会当日，議題及び参考資料を文書で配布する他，前回の議事録も末尾に掲載し，前回欠席した委員も継続する議論に付いて行き易いように工夫。
- 委員会終了後，事務局起案の議事録を正副委員長にて確認・修正し，会員マイページにて公開。欠席した委員も事後的に委員会における議論や報告について確認可。
- 全委員対象のMLの他，女性委員専用のMLも作成し，女性委員に特に関係する情報発信・共有の場も提供。
- 委員会内に複数のプロジェクトチーム（以下「PT」という）を設け，各PTに担当副委員長を1名以上配属し，年度初めに各委員から希望を聞き，所属事務所等に関係なく，各自の希望に応じて，全委員をいずれかのPTに配属し，全委員が参加し易い環境を構築の上，業務の分担を決定。
- 当委員会の主な活動内容の一つである外弁資格承認審査は，特にテクニカルな論点が多数あることから，全回出席が叶わない委員や新入委員の参加も促進すべく，知見を有する委員が協力して，当委員会内部資料として審査マニュアルを作成し，随時アップデートを図るとともに，日弁連外弁委員会委員も兼務する委員を中心に月例委員会やMLを通じて日弁連における議論や関連する法改正その他の情報も共有。
- 委員同士の交流を深め，委員会活動に自然に参加し易い雰囲気を醸成すべく，原則顔写真付きで全委員の連絡先を掲載した名簿を作成し，毎年2回夏と冬に全委員の参加を募って懇親会も開催。
- 委員の再任につき，産休・育休中であることのみにより不利益を被ることの無いよう，出席回数のみならず，留学を理由とする欠席の場合と共に，産休・育休を理由とする場合についても，本人からの申告に基づき，事実上配慮済み。

### 2　今後の課題

前記の通り，当委員会では，これまで男女共同参画推進に向けた様々な工夫を試みているが，更なる推進に向けた今後の課題について，当委員会の女性委員を中心にアンケートを実施したところ，①電話会議（スカイプ）による参加の検討，②会員マイページへのログイン手続が不要のより簡便な議事録共有方法の検討，③委員再任時に考慮される産休・育休中の委員の把握方法として委員会出欠回答欄に産休・育休中を理由とする欄を新たに設けることの検討等について意見が出された。特に①は機器の整備状況及び予算との兼ね合いに拠るものと考えられるが，会員個々人の状況に合わせて委員会への参加方法の多様化及びより簡便な情報共有を図ることは，広く男女共同参画を促す際に有効と思料される。

# 近時の労働判例 ～労働法制特別委員会若手会員から～

## 第39回 大阪高裁平成27年10月15日判決（入れ墨調査事件）

※第一審：大阪地裁平成26年12月17日判決（労働判例1114号47頁）

労働法制特別委員会 研修員　田中 芳伸（67 期）

## 1　事案の概要

Ｙ市交通局長が，Ｙ市の児童福祉施設職員が子どもに入れ墨を誇示した事件が報道されたことを契機として，交通局の全職員に対し，日常生活上での目視可能な部分への入れ墨の有無に関するアンケート調査（調査表の配布）をしたところ，自動車運転手として勤務するＸは，回答を拒否し続けた（職務命令違反）。

そこで，Ｙ市交通局長は，Ｘの回答拒否は地公法29条1項各号の定める懲戒事由に当たるとして戒告したところ（本件処分），Ｘが本件調査は憲法13条等に違反する違憲・違法な調査であるから職務命令及び本件処分は違法であるとして本件処分の取消しを求め，違法な処分に対する慰謝料等を請求した。

## 2　争点

本件におけるＸの主たる主張は，以下の３つである。

### ⑴　憲法違反（13条，21条）

入れ墨をしているという情報は，その情報により当該個人の属性が推測されるなど他人に知られたくない情報となり得るものであるから，本件調査は，プライバシーを侵害又は制約するものとして憲法13条に反し，入れ墨の存在を知らせるか否かは表現の自由で保護される権利として，憲法21条に反するのではないか。

### ⑵　Ｙ市個人情報保護条例違反

Ｙ市個人情報保護条例（以下「保護条例」という）6条2項が，「思想・信条及び宗教に関する個人情報並びに人種，民族，犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」の収集を原則として禁止していることから，入れ墨の有無という情報を収集する本件調査が，同条例違反とならないか。

### ⑶　富士重工事件最高裁判決（最判昭和52年12月13日）との関係

企業が，労働者に対して事実関係の調査協力を求めた場合に，労働者には調査協力義務があるか否かが争われた富士重工事件最高裁判決との関係で，原告は，本件調査に協力する義務はないのではないか。

## 3　裁判所の判断

### ⑴　第一審の判断

第一審は，憲法違反について，入れ墨の有無は個人のプライバシー情報で濫りに公開されない自由を有するものであるが，本件調査の目的，方法，範囲等を総合考慮すれば本件調査が憲法違反とまでは言えないとしたが，保護条例違反については，特定個人が入れ墨をしているとの情報は，保護条例6条2項にいう「その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」（差別情報）に当たると解し，さらに，同条例6条2項1号・2号の例外的に情報の収集が許される場合にも当たらないとして，差別情報の収集を目的とする本件調査及び本件調査に回答することを命じる本件職務命令は同

条例6条2項に違反し違法であると判断した。また，富士重工事件最高裁判決は，労働基準法上の労働者について判断したものであるから，地方公務員の調査協力義務について直ちに妥当するものではないとした。慰謝料については，本件調査によりXに不利益が発生したとは認められず，処分による不利益もその取消しにより回避，回復されるとして棄却した。

**(2) 控訴審の判断**

控訴審は，保護条例違反もないと判断した。これは，第一審が，保護条例6条2項により収集が許されない情報を，「社会生活において一般的に知られることにより，特定個人又はその関係者が社会的に不当な差別を受けるおそれのある情報」と解釈したのに対し，控訴審は，保護条例6条2項に具体的に列挙されている「人種，民族及び犯罪歴に関する個人情報と同様に」と上記差別情報を限定し，入れ墨をしているという属性を，人種，民族又は犯罪歴といった属性と同列に考えることは相当でないと判断したことに由来している。なお，富士重工事件最高裁判決については，地方公務員の調査協力義務について直ちに妥当するものではなく，本件の結論に影響を与えるものではないとしている。

## 4 まとめ

まず，第一審及び控訴審のいずれも，本件処分が憲法違反とは判断しておらず，現時点では，他人から入れ墨を見せられないように配慮することが社会的相当性を有するとして，本件調査の目的に正当性があり調査の必要性もあったとし，調査部位を限定していることや回答を義務化することが目的達成のために必要だったことなどを理由に，調査方法も相当であると判断した。もっとも，保護条例違反については，第一審と控訴審で判断が異なった。その理由は，前述したとおりであるが，入れ墨をしているという情報が知られたとしても不当な差別を受けないと判断したのかは，控訴審の判決文からは明らかでない。

次に，本件では，一般的に入れ墨をしていることが職務上許されないとされたわけではないが，第一審及び控訴審ともに，入れ墨の部位や内容とその職務内容によっては，入れ墨の有無を人事配置上考慮することは許されるという判断を前提としている。したがって，民間の労働者の場合にも，調査の目的，必要性，調査の方法等が社会通念上妥当な方法で行われている限り，入れ墨の有無に対する調査協力義務が認められることとなる。また，懲戒処分だけでなく，解雇，昇進，昇格，降格，配転命令などの有効性判断においても，入れ墨の部位や内容等によっては，その考慮要素となることが許される可能性が出てくる。

このように，第一審及び控訴審の判断は，入れ墨をしているという情報を憲法上保護に値する情報として保護し，その一方で，入れ墨をしていることを人事配置上考慮することも許される場合があるとしている。入れ墨を自己表現の一つとする文化が世界の各地で定着しており，わが国においても，若者を中心に同様な意識が広まりつつある。入れ墨をしているという情報が憲法上保護されるものとして，これが，職場において，どこまで確保されるものなのか，今後も，注目していく必要があると思われる。

# 刑弁でGO! 第66回

事例紹介

## 振り込め詐欺事件（現金送付型・詐欺幇助罪）における無罪判決

刑事弁護委員会委員　酒田 芳人（64期）

### 1　はじめに

いわゆる現金送付型の振込詐欺の事例において，昨年，一審では有罪・実刑判決が下されたものの，控訴審では詐欺の故意が否定され無罪判決が下された。以下では，今後の参考のため，事件の概要，一審・控訴審の判断の違い等について報告する（なお，本稿は，当会の公設事務所である北千住パブリック法律事務所において行われた刑事実務検討会における報告を元にしている）。

### 2　事案の概要

**(1)　公訴事実の概要**

被告人は，都内において郵便物受取サービス（以下「本件サービス」という）を営んでおり，サービスの利用者に都内の住所を郵便物の受取場所として使用させていたところ，氏名不詳の共犯者らと共謀のうえ，振り込め詐欺の被害金の送付先として本件サービスの住所地を使用させ，本件サービスの住所地に送付された現金を受領して引き渡したとして，振り込め詐欺の幇助犯として起訴されたものである。

**(2)　争点**

被告人に，詐欺幇助の故意が認められるか否か。

### 3　一審判決
（東京地裁平成27年5月26日判決，有罪・実刑）

本件サービスに会員登録をしていた20名の顧客のうち5名の顧客について，各都道府県警察から，当該顧客の名義が詐欺に利用されていたことが発覚したとの通知がなされていたことから，被告人は，上記5名以外にも本件サービスを詐欺に用いている者がいるかもしれないことを認識していたと推認できる。

被告人は，本件サービスの提供に際し，郵便物受取サービス業者の法令遵守事項について経産省が公開していたガイドラインおよび参考書式を利用していたことから，犯罪収益移転防止のためには本人確認とその記録化が義務付けられていることを認識していた。しかし，被告人は，顧客19名中18名については文書による本人確認ができていなかったにもかかわらず，参考書式には事実と異なる虚偽の記載をしていたことから，特段の事情のない限り，現金送付の宛先である各顧客について，詐欺に用いられるかもしれないことを認識しながら，これを認容していたものである。

被告人は，本人確認日時や本人の特徴等についてなんら記録しておらず，参考書式に事実とは異なる事項を書き込んでいる等，本人確認を遺漏なく行う必要性があることを認識していたものの行動として不自然・不合理であり，被告人の弁解は信用できず特段の事情は認められない。

### 4　控訴審に向けての弁護活動

本件では，一審においてすでに多くの証拠が開示されていたため，被告人に詐欺幇助の故意がなかったことを推認させるための立証方法を再度検討したが，むしろ裁判所における証拠の評価および判断枠組みに問題があると考え，新たな事実調べ請求は行

わず，被告人との複数回の打ち合わせを経て控訴趣意書の作成に注力することとした。結果として，後述する控訴審判決でなされた判断の大部分は，控訴趣意書において指摘した問題点について答えるものであった。

## 5　控訴審判決
（東京高裁平成27年11月11日判決，無罪）

被告人が，警察から直接照会を受けた者以外の他の顧客についても本件サービスの提供している住所地を詐欺に利用しているかもしれないことを認識していた点は，論理則・経験則に照らして合理的である。

しかし，原判決が，被告人は，特段の事情のない限り，本人確認を的確に行って詐欺に利用されないようにしようとする意思を欠いていたものと推認することができ，顧客において住所地を詐取金の送付先として利用することを被告人が認容していたと推認できる，と判断した点は，論理則，経験則等に反した不合理なものであって是認することはできない。

仮に，警察から直接照会を受けた者以外の顧客についても住所地を詐欺に利用しているかもしれないことの認識があったとしても，犯罪収益の移転を防止するための手続規定に違反した行為から，特段の事情のない限り，氏名不詳者らが上記のように利用することを認容していたと推認することには飛躍がある。

原判決は，被告人の弁解の信用性を全体として否定し，特段の事情が認められないとしているが，被告人の供述には，その信用性を否定しがたいところがある。具体的には，①被告人は，身分証の原本提示によって本人確認をしており，従業員も同旨の供述をしているし，少なくとも１件は文書による本人確認をしたことがあることが窺われる，②本人確認の方法は，関係法令に厳密に従ったものではないが，事業者にとっては経費や顧客の利便性を考慮した経済的合理性のある方法ともみる余地がある，③顧問弁護士のいわば御墨付きを得た上で（筆者注：控訴審判決の表現），被告人なりの本人確認の方法を行っていた等の点である。加えて，詐取金の配送場所として利用されることにより，被告人が本件サービスの利用料以上の利益を得ていたことを窺わせる証拠がなく，検挙のリスクにかかわらず詐欺に関与すべき動機も不明である。

## 6　本件の特徴と射程

本件での判断の分かれ目となったのは，郵便物受取サービス業者に課せられた犯罪収益移転防止法に定める手続規定を厳格に履践しなかったことから，特段の事情がない限り認識のみならず認容も認められるか（一審判決），それとも，直ちに詐欺行為による利用まで認容していたと推認することはできないか（控訴審判決）という点である。被告人に犯罪収益移転防止法違反の故意があったか否かはともかく，手続規定に違反したとの事実が詐欺罪を構成する具体的事実の認容まで意味しているというのは，確かに飛躍があるというべきであろう。

また，本件控訴審判決の特徴の一つは，被告人は自分の提供する郵便物受取サービスが詐欺に使用されているのではないかということを「認識」していたものの，被告人なりに詐欺に使用されないようにしようとして対策を講じていたこと等から「認容」していたとまでは言えないと判断した点にある。特に，身分証の原本を提示させる等の行為は，社会的にも広く本人確認の方法として用いられていることから，容易には被告人の弁解を排斥できないと考えたのではないかと思われる。

一審・控訴審を通じて未必の故意が推認できるか否かが争点となったが，間接事実による未必の故意の推認方法や推認過程について丁寧な主張を行ったことが，控訴審裁判所の判断を促すのに有効だったのではないかと考える。

第62回

# 法律研究部で活躍する若手に聞く～弁護士業務部 編～

聞き手：新進会員活動委員会委員　永里 桂太郎（66期）

新進会員活動委員会では，各分野で活躍している若手弁護士へのインタビューを行っています。今回は，弁護士業務部にてご活躍されている廣石和也会員（65期）にお話を伺いました。

廣石 和也 会員（65期）
登録1年目より弁護士業務部に所属。現在，事務局長。

**── 弁護士業務部の概要について教えていただけますか。**

弁護士業務部の活動は多岐にわたりますので，一言で説明するのがなかなか難しいのですが，弁護士の業務に関することであれば何でも対象にして研究を行っている研究部です。

基本的には，当部に所属している弁護士が各自勉強したいテーマを持ち寄って勉強会や，外に出て有識者に話を聞きに行くなどしています。この研究部では，研究部として扱う一貫したテーマが決まっている訳ではなく，その時の部員の希望に応じてテーマを決め，研究を行っているところが他の研究部とは違う大きな特徴だと思います。名前から弁護士業務改革委員会などと混同されることもあるかと思いますが，弁護士の業務に関することであれば何でも研究をするという研究部ですね。

当部の歴史は古く，先輩弁護士からは，一番歴史が古い研究部の一つであると聞いています。

**── どのような活動を行っているのでしょうか。**

具体的には，毎月1回の定例会を行っています。時間は18時から2時間程度です。

定例会では，基本的に，一つテーマを決めて，報告者が発表をしたり，皆で議論をしたりしています。定例会には，毎回10人弱参加しています。ここ最近の参加者は60期代の弁護士が多いですが，30期～50期代の弁護士も参加しています。

定例会のテーマに関しては，所属しているメンバーの興味に従い，話し合って決めています。そのため，テーマは，「信託法」,「インターネット選挙に関する公職選挙法改正」,「スポーツ法」,「マイナンバー制度」,「顧問契約の受任方法」など本当に多岐にわたっています。

勉強会だけでなく，他の弁護士の事務所訪問や有識者に会いに行くなど，積極的に外に出ていくのも特徴です。昨年は，興味深い活動をされておられる弁護士の法律事務所にお邪魔し，色々なお話をお伺いしたり，また，参議院議員の事務所にお邪魔し，公職選挙法改正の影響などを伺いました。

**── 弁護士業務部の特徴を教えてもらえますか。**

この研究部では，自分が「これをやりたい！」と主張すると，上の期の方がすぐに「いいね！」と賛成してくれることが多く，積極的に新しいことを部員皆で取り組むといった風通しの良さがあります。期を問わず積極的に提案することで，自分が興味を持っていることを他のメンバーと一緒に勉強できますし，自分が提案したものでなくても，他の弁護士がどういう興味を持っているのかを知るとともに，自身とは全く違った視点から学ぶこともできて，とても

勉強になるところが長所だと思います。皆で一緒に勉強をしながら，弁護士としての能力を磨いていくという形の研究部ですね。

定例会で勉強をしていく中で，この分野をさらに掘り下げたいという意見が集まれば，特別部会を設置して，勉強を深めていきます。以前には，その研究の成果を，『Q&A金融ADR活用ガイドブック』（日本加除出版，2012）という本にまとめ出版したこともあります。

勉強だけでなく，忘年会や暑気払い，定例会後の飲み会などもあり，皆で仲良くやっています。

**── 弁護士業務部に参加するきっかけを教えてください。**

私は，司法修習後，若い弁護士が多い事務所に入りましたので，いわゆるボスや先輩から弁護士「業」における様々なことを学ぶ機会は，一般の若手弁護士に比べれば少なかったと思います。そのため，事務所外で先輩弁護士と接点を持ち，業務に関して学ぶ機会をより多く持ちたいと考えていました。そのとき，新人研修で配られた冊子で弁護士業務部という研究部があることを知り，興味を持ったのがきっかけです。

実際に入ってみると，人脈も広がりましたし，分からないことも色々とご相談させていただいています。また，部員にはインハウスなど多様な弁護士がいますので，それぞれ先輩弁護士の姿を拝見できることもとても勉強になります。

**── 一番思い出に残っている活動を教えてください。**

印象に残っている活動は，（他の弁護士の）法律事務所訪問です。

訪問させていただき，お話をお伺いするとともに，事務所内部を見させていただくと，各弁護士のカラーや姿勢が事務所のレイアウト等にも反映されていることが分かりました。例えば，教育に関する問題に取り組まれている弁護士の事務所では，子どもも喜ぶような工夫がなされてましたし，非常に合理的な考えをされる弁護士の事務所は，徹底的に無駄を省いたシンプルな構造になっていました。

学生や修習の頃とは違い，弁護士になると，個人的に色々な事務所を訪問させていただく機会はあまりありません。ですが，法律研究部である弁護士業務部という看板があれば，皆さん快く受け入れてくれます。このように色々な事務所を見ることができるのも弁護士業務部の利点だと思います。

訪問の際に，訪問先の弁護士のお話もお伺いさせていただいて，刺激を受けるとともに，自分はどういう弁護士になりたいのかを考える大変良い機会になりました。

**── 入部を検討している若手に一言。**

少人数で頑張っている研究部なので，ぜひ，多くの人に入部してもらえると嬉しいです。私もまだ弁護士４年目ですが，上の期の人は，若手がどんなことに関心があり，何を疑問に思っているのかを知りたがっていますし，どのような質問にも丁寧に答えてくださいます。毎回の定例会もできるだけ参加者の負担にならないように運営しております。ぜひ，遠慮なくご連絡ください。

入部してくださる方には，当部は良い意味で柔軟性があり，部員の希望に応じて内容を変えていく研究部ですので，積極的に自分がやりたいことも持ち寄ってほしいですね。一人では勉強が長続きしないけれども，みんなでやれば長続きするという面もあると思いますので，皆で勉強をしたいという方も大歓迎です。

部員個々人の希望に応えてくれる研究部ですので，ぜひ，入部を検討してみてください。

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70　湯島：1971－93　和光：1994－

17期（1963/昭和38年）

## 一等弁護士を目指して

会員　吉原 省三（17期）

司法研修所（以下「研修所」という）は当時千代田区紀尾井町にあった。都電が走っていたが，多くの修習生は四ツ谷駅から歩いて通っていた。17期の修習生は445名で９組に分かれ，私は６組であった。

都電にテクシー研修所通い
腕に重たいボロカバン
出さなきゃよかった今度の起案
これが苦労の始めでしょうか

これは，当時の流行歌の替歌で誰が作詞したのかは知らないが，少なくとも６組の雰囲気はこれとは反対で明るいものだった。最初は定められた席に座って講義を受けることに少々とまどったがすぐに慣れて，修習生には権利があって義務がなく，ただ罷免という不利益があるということがわかった。何よりも午後４時前には解放されるので，これで給与さえ高ければ一生やっていてもよいと話し合ったものである。

前期は，民裁が吉江清景教官，刑裁が小松正富教官，検察が小村保秀教官，民弁が藤井幸教官（東弁），刑弁が枡田光教官（一弁）であった。当時何を修習したかについてはほとんど記憶がないが，ただ進路については実務修習でいろいろ経験してそのうえで決めればよいと言われたことを覚えている。それから藤井教官が自作の「川柳いろはかるた弁護士」と題する冊子を配られた。これには一等弁護士と三等弁護士それぞれについて47句ずつあり，一等弁護士の「い」は「依頼者に嘘を言わせぬコツを知り」であり，三等弁護士の「い」は「依頼者の言うまま呑んで恥をかき」であった。この冊子は今も手許にあって時々読んで納得している。

実務修習地は東京で，民裁では判決書きの見習いのようなことをやっていた。刑裁では法廷傍聴が多かったが，あるとき売防法違反の客引きで起訴されている前科の数回ある被告人の弁護人が，弁論で「被告人は深く反省し再びこのようなことをしないと言っております。裁判長，もう一度だまされましょう。何卒寛大な御判決をお願いします」と言ったのには，こういう弁論の仕方もあるのかと思った。検察修習は大部屋で，夕方になるとよく酒を飲んだことしか覚えていない。弁護修習は五十嵐太仲先生（東弁）の事務所に配属された。

夏期合研は赤倉であった。保養地であり軽い気持ちで出かけたところ，相当しぼられた記憶がある。

後期は，民裁が伊東秀郎教官，民弁が小峰長三郎教官（東弁）に替わられた。修習生は前期よりも皆大人びた感じで，真面目に起案に取り組んでいた。しかし，当時は二回試験の落第の例もなく，進路も前期の教官の言を信じてか，あくせくしていなかったようである。

一昨年，研修所終了50周年を記念して，17期生全体の記念大会を開催したところ，109名の同期生が集まった。教官で御存命の方は１名（当時）であり，６組では11名が他界されていた。50年前の修習のことは具体的にはほとんど覚えていない。しかし，私が今日法曹の一員としてあるのは研修所の２年間の研修のお陰である。そして，三等弁護士にはならず，できるだけ一等弁護士に近づこうとしているのである。

67 期リレーエッセイ

# 心と体の健康

会員　今井 良輔

## 1　はじめに

弁護士は身体が資本の職業ではあるが，心と体の健康を非常に害しやすい環境にある。事務所の兄弁も，連日の二郎系ラーメンがたたり，健康診断で厳しい結果を突きつけられるに至った。このような厳しい弁護士業界に入った私は，心と体の健康を保つため，意識的に取り組んでいる活動が２つある。柔道と法教育活動である。

## 2　柔道

私は，小学校４年生から柔道を始め，中学校，高校，大学のそれぞれの柔道部に所属してきた。しかし，ロースクールに進学してから司法修習を終えるまでの約４年間，柔道から離れ，特にまともな運動をしてこなかった。その結果，現役当時66kg級だった私の体は90kg級にまで成長してしまった。まさに体の健康が崩れた結果である。100kg級に突入してしまうことを恐れた私は，大学柔道部時代の恩師に連絡をとり，職場近くの柔道クラブを紹介していただいた。そして，私は，現在，週に１度，同クラブの稽古に参加している。稽古では，毎回諸先生方よりご指導を賜ることで，体のみならず心も磨かせていただいている。

## 3　法教育活動

私は，現在，東京弁護士会の法教育センター運営委員会に所属しており，小学校，中学校，高校，大学及び諸団体の方々に対して，模擬裁判や裁判傍聴の引率等の法教育活動を行っている。そもそも私は，学部時代の米国ジョージタウン大学留学の際，ロースクール生と弁護士によるスラム街の高校生に対する法教育活動（ストリート・ロー活動）に感銘を受けたことがきっかけで，弁護士になることを志した。そのため，法教育活動はまさに私の原点なのである。仕事がきつくて心の健康を害しそうなときでも，法教育で子どもたちと交流していると，なぜ自分が弁護士を目指したのかという初心に返ることができ，また新しい気持ちで仕事に打ち込むことができるのである。

## 4　今後について

私は，柔道と法教育活動を取り組むことで，心と体の健康もさることながら，たくさんの素晴らしい人たちと出会い，多くの貴重な経験を積むことができた。この出会いと経験は，自分の弁護士としての可能性を大きく広げるものとなったと確信している。今後もこの２つの活動を続けていき，心と体の健康を保ちつつ，新しい出会いと経験を積んでいきたい。

## 5　68 期の皆さまへ

68期の皆さんは，弁護士１年生として，依頼者のために昼夜を問わず一生懸命頑張っていることと思う。しかし，心と体の健康を害してしまっては，最終的に依頼者の不利益となる。ボス弁，兄・姉弁の目があり，なかなか厳しいかもしれないが，一度自分なりに心と体の健康の調整方法を考え，実行してみることをお勧めする。事務所の兄弁もスポーツジムに通い始めたそうだ。

# 『ゆれる』

2006年／日本／西川美和監督作品

## タイトルは「ゆれる」，コラムも「ゆれる」

会員　大菅 俊志（60期）

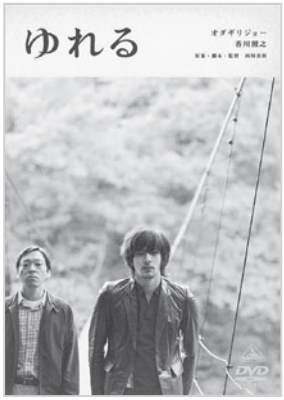


『ゆれる』　販売元：バンダイビジュアル

修習生になって，またその後弁護士になってという実務に触れ始めたころは，法廷シーン等司法が関連する場面の描写が特に気になったものであり，当時は，映画やテレビドラマを見ると（もっとも，テレビドラマはあまり見ないが），このシーンは現実にはありえないであるとか，こんな描写は現実とかけ離れているだとか，いちいち気になったものである（もちろん，今でもやはり気になる）。

日本の刑事司法の問題点をあぶり出した周防正行監督の「それでもボクはやってない」は，私が修習生であったときに公開された作品であり，これを見た当時，その正確な描写に非常に感銘を受けた（検察修習のときの講話の中で，東京地検のどこかの部の部長から，同作品には無視できないところがあるとの話があったことが印象に残っている）。今回私が選んだ「ゆれる」は，幼なじみの女性の転落死に関して，殺人の疑いをかけられ刑事被告人となった香川照之演じる兄の疑いを晴らそうとオダギリジョー演じる弟が奔走するという流れで話が進んでいくため，中盤から後半にかけて法廷の場面が多く出てくるが，これがなかなか正確で，監督はよく勉強されて，裁判傍聴にも何度も足を運ばれたのだろうと想像できる。

もちろん，私がこの映画に魅力を覚えたのは，法廷シーンの描写だけではない。よく練られ最後まで見る者を引き込むストーリー，風貌（？）から性格までまるで異なる兄弟を演じるメインキャストの２人の演技（特に，一見朴訥で人がよさそうでありながら，どこか影のある兄を演じる香川照之の演技がいい），２人の幼なじみを演じる真木よう子，弁護人役の蟹江敬三，検察官役の木村祐一など脇を固めるキャスト陣もみな存分に個性を発揮していると思う。特に，木村祐一の検察官は，意外といっては失礼だが，個人的にかなりはまっていると思う。

ところで，このコラムは，「心に残る映画」というテーマだが，今回執筆するにあたり，ジュゼッペ・トルナトーレ監督の「題名のない子守唄」（ある裕福な一家の家政婦として潜り込んだある謎を抱える女性の行動とその目的についてサスペンス調で描いたもので，ストーリーもさることながら，随所で流れるエンニオ・モリコーネの音楽がまたいい）について書こうかどうかと相当迷った。しかし，この「ゆれる」私の気持ちに重ね合わせて，最終的には「ゆれる」を選んでみた。と，ここまで書いて読み返してみたが，本文も自分の心情を反映したかのようにゆれにゆれており，全くとりとめのない内容になってしまったと反省し，今回の私のコラムを締めようと思う。

# 熊本（長崎）旅行

会員　佐竹　雅（68 期）

熊本城　大天守・小天守

## 1　旅 程

二回試験が終わった後，熊本と長崎に３泊４日で一人旅をした。大学院時代，浪人中，修習中は旅行に行く気になれず，本当に久しぶりの旅行だった。

熊本と長崎を選んだ理由は，好きな歴史朗読ＣＤが天草四郎時貞の物語を扱っていたこと，船に乗ってみたかったこと等だ。調べてみると，熊本港から島原港にはフェリーで渡れる。島原から諫早までは島原鉄道，諫早から長崎まではＪＲで移動すれば，熊本から３時間程で長崎に着くらしい。

船に乗ることができ，島原鉄道では諫早湾を見ながら移動ができる。海が好きな自分としては，この上ない喜びである。ということで，１日目は熊本市街観光，２日目は天草列島，３・４日目は長崎への移動と長崎市街観光という旅程で進むことにした。

## 2　熊本市街

１日目。熊本は阿蘇にしか行ったことが無く，熊本城を見るのは初めてである。自分の出身地にも市街地に城があるので，バスの窓から城のような建物が見えてきても，感慨無く（ふーん）と構えていたら，次から次へと城のような建物が出てくる。びっくりして呆然としていたら，私が城と思った建物は櫓だったらしく，天守閣はもっと奥にあるらしい。興奮して，さっそく熊本城観光に向かうことにする。

ガイドブックに，熊本城のふもとにある「桜の馬場城彩苑　湧々座」で熊本城の歴史について学んでいくと，城を拝観する際理解が深まって楽しいと書いてあったので，それに従う。少し学んで，すぐに入城するつもりが，湧々座の展示に夢中になってしまって，すっかり暗くなってしまった。入城は３日目に延ばすことにする。

## 3　天草にて

２日目。交通センターから天草本渡行きのバスに乗る。ひとまず，上天草物産館さんぱーるでバスを降り，天草四郎メモリアルホールに向かう。

メモリアルホールの展示によると，乱のそもそもの原因は，島原半島と天草諸島の領民が過重な年貢負担に窮したことにあり，これにキリシタンへの迫害，飢饉等が重なったとのことである。そして，その過重な年貢負担の原因は，天草地方に新たに入城した領主が，同地方の石高を過大に算定したことにある。つまり，領民はおよそ達成できないノルマを課され，過酷な生活を強いられていたことになる。

過大な石高の算定が，時の領主の過失によるものか，あるいは，幕府に対しての体面を重んじたためであるのかは分かりかねたが，いずれにせよ，領主の見込みの甘さによることは確かである。島原の乱での一揆側の死傷者数は約３万7000人，幕府側の死傷者は約8000人である。見込みの甘い適当な仕事を発端として，これだけ多くの人々が犠牲になったことを考えると，悔しさと共に，背筋が凍る思いがした。これから仕事はきちんとしていこうと，自分に対して，かえすがえすも言い聞かせることになった。

少し学んで，すぐに天草本渡に渡るつもりが，メモリアルホールの展示等に夢中になってしまって，すっかり遅くなってしまった。天草列島の先まで行くのは諦め，メモリアルホール近くの温泉に浸かって，熊本市街に戻ることにした。

## 4　結 語

熊本は見るべき所が多く，同様の長崎も含めると，とても３泊４日では足りなかった。両県，必ず再訪したい。

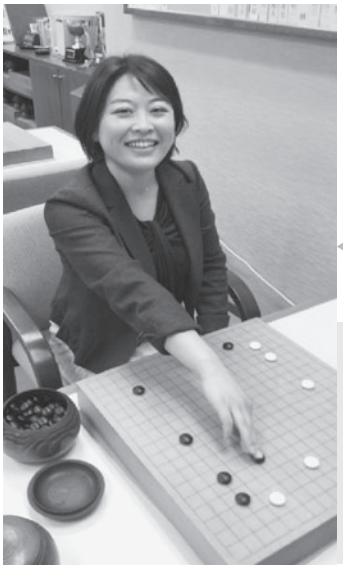

vol.2 棋友会presents

# 囲碁ガール対談
（その1）

鈴木 かおり（63期） × 舟橋 史恵（63期）

【棋力】
10級
【囲碁歴】
2年
【好きなプロ棋士】
瀬戸大樹八段
【最近の目標】
ヨセの上達

【棋力】
二段
【囲碁歴】
13年
【好きなプロ棋士】
溝上知親九段
【最近の目標】
死活の苦手克服

**舟橋**（以下「**F**」とする）：この頁では，東弁公認の囲碁同好会「棋友会（きゆうかい）」について，私たち女性会員がご紹介します。まず，棋友会の会員ですが，最近は勧誘の甲斐もあって，若手の弁護士や囲碁は全く初めてという弁護士も増えてきていますよね。

**鈴木**（以下「**S**」とする）：そうですね。私も全くの初心者でしたが，２年前に舟橋さんのお誘いで棋友会に入って以来，すっかり囲碁にはまってしまいました！

**F**：昨年６月にクレオで行われた「囲碁将棋祭り」は，150人もの参加者で大盛況でしたね。「囲碁は打てるけど，棋友会のことは知らなかった」という方もたくさんいらっしゃいましたね。

**S**：「囲碁将棋祭り」をきっかけに，棋友会のメンバーが増えて嬉しかったですね。

**F**：最近は，「囲碁ガール」という言葉もあるので，もっと女性弁護士も勧誘したいですね。

**S**：そういえば，舟橋さんは２年ほど前にNHKの囲碁番組で「弁護士囲碁ガール」として紹介されましたね！

**F**：「ガール」って歳か？という厳しいご意見もありましたが（汗）。

**S**：…気にしないでいきましょう！（笑）ところで舟橋さんが囲碁を始めたきっかけは何ですか？

**F**：漫画「ヒカルの碁」を読んで，大学の囲碁サークルに入ったのがきっかけです。

**S**：棋友会に初めて参加したのはいつですか？

**F**：弁護士登録２年目です。登録して１年経って，仕事以外でも交友関係を広げてみたいなと思って参加し始めました。

**S**：初めて参加した時はどうでしたか？

**F**：上の期の方が多くて最初は緊張しましたが，１局打てば打ち解けますし，飲み会でもいろいろお話しできたので，すぐに馴染めました。囲碁に興味のある方ばかりですから，囲碁と仕事の話題で盛り上がれるのがいいですよね。全くの初心者で棋友会に参加した鈴木さんはどうでしたか？

**S**：皆さんとっても優しく教えてくださるので，何の問題もありませんでした。月２回の定例会（毎月第１火曜日と第３水曜日の夕方から弁護士会館４階の第２会員室で開催）と月１回の初心者向けの囲碁会があるのですが，囲碁も，終わった後の飲み会も楽しいです。

**F**：囲碁はどの辺がおもしろいですか？

**S**：ルールが少なくて覚えやすいけど，奥が深くて飽きないです。あとは，勝てた後のお酒が美味しいところかな（笑）。

**F**：「弁護士」が「囲碁」をするなんて聞くと固そうなイメージですが，実際は全然違いますよね。

**S**：そうそう。経験者はもちろん未経験者の方もぜひ一緒に囲碁をやりましょう！

（6月号に続く）

## 東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から５年を経過しての声明

本日，2011年（平成23年）３月11日に発生した東日本大震災から丸５年を迎えた。あらためて被災された皆様に対してお見舞いを申し上げると共に，直後から復旧・復興に尽力された各位の努力に敬意を表したい。

関東弁護士会連合会並びに東京弁護士会，第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）は，東日本大震災発生直後から，電話相談や避難所相談，原子力損害賠償・廃炉等支援機構の相談等を実施すると共に，国に対し，東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）福島原子力発電所事故による被害の消滅時効期間の延長を求める働きかけなどを行ってきた。また，原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原紛センター」という。）には，設立以来１万9300件を超える申立てが行われ，その７割超に和解が成立しているところ，関東弁護士会連合会及び東京三弁護士会に所属している弁護士500名以上が，現場で和解仲介を担う仲介委員・調査官として活動をしてきた。

しかし，賠償問題に関して，被害者の救済は未だ途半ばである。加えて，被災地の復旧・復興及びまちづくりはこれからの課題であり，今なお，避難生活を余儀なくされている被災者の方は約17万8000人（2016年１月末）に及び被災者・被災地が抱える問題はますます複雑化・深刻化している。

賠償問題については，５年の年月が経過しても，田畑山林・住宅等の不動産に係る財物損害，農林水産業等の風評被害，コミュニティ崩壊による精神的損害，自主的避難・旧緊急時避難準備区域等からの避難に伴う損害等は，解決の道筋が立ったとは言い難く，旧警戒区域と旧計画的避難区域を中心に，生活再建の目途が立たない事業者や個人は未だに少なくない現状にある。度々報道される東京電力による商工業者，サービス事業者への営業損害の賠償打切りの可能性も懸念すべき問題である。

新たな問題としては，区域割に伴う形式的賠償による格差が，住民を分断し，被害者に二重三重の苦難を強いていることも重く受け止めなければならない。

被害者や事業者の置かれた厳しい状況を十分に踏まえて真摯な対応を継続することが必要不可欠であり，原紛センターは，被害者の声に向き合い，迅速かつ柔軟な解決に向けて，公正かつ適切な対応を行うことが求められる。

国が行う早期帰還支援には，自立支援のための営業損害や風評被害への賠償に関する適切な対応が不可欠であり，さらに，被害者の生活再建，病院や学校等のインフラの整備，除染や安全等に関する住民の不安の解消等も欠かすことができない前提である。

福島県は，原発事故による区域外避難者への住宅提供が2017年（平成29年）４月以降延長されないことを発表した。そのため，多くの被災者・被害者が次年度以降の生活について不安を抱えたままの状況である。

その他，在宅被災者に対する支援が行き届いていないこと，子ども被災者支援法の運用は未だに不十分であるにもかかわらず支援縮小の方向性が示されていること，被災者生活再建支援法においては，平成24年度に５年目見直しが予定されていたにもかかわらず，見直しの対象とすべき被災基準や支払額の増額等の議論が全くされず，公平適切な被害認定基準の設定，支払対象者の見直し，支給金額の大幅増額等の改正がなされていないなど山積する課題の迅速な解決が図られるべきである。

さらに，二重ローン問題も十分に解決されたとは言えない。個人版私的整理ガイドライン（被災ローン減免制度）の成立件数は，１月15日時点で僅か約1331件であり，十分機能しているとは言えないうえ，昨年12月，「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が発表されたが，東日本大震災の被災者のための本件問題に対する解決にはならない。既存の被災ローン減免制度の更なる告知を行うなどして利用促進を促すと共に，これが奏功しない場合は新たな制度の導入を検討すべきである。

関東弁護士会連合会及び東京三弁護士会は，被災者・被害者の人権擁護のため，被害者に対する適切な賠償の確保と被災者の生活再建のために必要な総合的な制度改善を求めて，国や関係機関に対する積極的な提言を行うほか，被災者・被害者へ寄り添いながら，その支援活動に一層力強く取り組むことをあらためて決意し，今後も全力を尽くすことをここに宣言する。

2016年３月11日
関東弁護士会連合会　理事長　藤田 善六
東京弁護士会　会長　伊藤 茂昭
第一東京弁護士会　会長　岡　正晶
第二東京弁護士会　会長　三宅　弘

# 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内　2016年1月21日～2016年2月17日・156点

**法律学**

『源流からたどる翻訳法令用語の来歴』古田裕清／中央大学出版部
『小学校で法を語ろう』Cassidy, Wanda／成文堂
『グローバル化と公法・私法関係の再編』浅野有紀／弘文堂
『チャレンジする東大法科大学院生』太田勝造／商事法務

**法制史**

『法を通してみたロシア国家』渋谷謙次郎／ウェッジ

**外国法**

『アジア地域における会社情報提供制度の実情と課題』国際民商事法センター／商事法務
『創生期のアメリカ少年司法』Tanenhaus David S.／成文堂
『インド企業法務実践の手引』小山洋平／中央経済社
『中国商標法と実務』馬彦華／経済産業調査会

**憲　法**

『対話と憲法理論』憲法理論研究会／敬文堂
『脱原発と平和の憲法理論』澤野義一／法律文化社
『基本判例憲法25講 第4版』初宿正典／成文堂
『ポイント解説平成27年改正個人情報保護法』関啓一郎／ぎょうせい
『異質性社会における「個人の尊重」』齊藤愛／弘文堂
『この1冊でできるマイナンバーの業務と規程のつくり方』野村総合研究所／中央経済社

**選挙法**

『18歳選挙権に対応した先生と生徒のための公職選挙法の手引』国政情報センター

**行政法**

『行政法講座』桜井敬子／第一法規
『アクチュアル行政法 第2版 2』市橋克哉／法律文化社
『行政法』高木光／有斐閣
『公務員の賃金』早川征一郎／旬報社
『国家賠償訴訟』深見敏正／青林書院
『工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル』国土交通省住宅局／日本建築防災協会
『公共用地標準地比準評価法の実務』公共用地補償研究会／大成出版社

**税　法**

『国外転出時課税制度・財産債務調書制度の実務Q&A』佐々木誠／税務研究会出版局
『国際課税の新展開』日本租税理論学会／日本租税理論学会
『Q&Aと解説でわかる等価交換と事業用資産の買換えの税務』松本好正／大蔵財務協会
『大系租税法』水野忠恒／中央経済社
『Q&A税務調査・税務判断に役立つ裁判・審査請求読本』佐藤善恵／清文社
『租税訴訟ハンドブック』山下清兵衛／第一法規
『税理士・会計士のための基礎からよくわかる国際課税』川田剛／ぎょうせい
『租税徴収実務と民法 3訂版』中山裕嗣／大蔵財務協会
『減価償却実務問答集 平成27年12月改訂』灘野正規／納税協会連合会
『修繕費・改良費及び増改築費用の税務』小林磨寿美／大蔵財務協会
『実務のための貸倒損失判例・裁決例集』林仲宣／税務経理協会
『事例詳解広大地の税務評価 新版』日税不動産鑑定士会／プログレス
『事例で理解する！小規模宅地特例の活用』高橋安志／ぎょうせい
『Q&A事業承継をめぐる非上場株式の評価と相続対策』デロイトトーマツ税理士法人／清文社

**地方自治法**

『住民訴訟の理論と実務』阿部泰隆／信山社

**民　法**

『民法における強行法・任意法』椿寿夫／日本評論社
『一般社団・財団法人の税務と相続対策活用Q&A』平松慎矢／清文社
『下森定著作集 2 履行障害法再構築の研究』下森定／信山社
『迫りつつある債権法改正』加藤雅信／信山社
『民法改正案の評価 債権関係法案の問題点と解決策』加賀山茂／信山社
『身近な損害賠償関係訴訟』園部厚／青林書院
『民法概論 補訂版5 親族・相続』川井健／有斐閣
『臨床実務家のための家族法コンメンタール』大塚正之／勁草書房
『事実婚・内縁同性婚2人のためのお金と法律』今井多恵子／日本法令
『夫婦の財産的独立と平等』坂本圭右／成文堂
『要約離婚判例171 新版』本橋美智子／学陽書房
『権利擁護支援と法人後見』全国権利擁護支援ネットワーク／ミネルヴァ書房
『成年後見における意思の探求と日常の事務』松川正毅／日本加除出版
『Q&A成年後見実務全書 3 法定後見3』赤沼康弘／民事法研究会
『よくわかる空き家対策と特措法の手引き』弁護士法人リレーション／日本加除出版
『家族信託活用マニュアル』河合保弘／日本法令
『Q&Aマンション管理紛争解決の手引』第一東京弁護士会司法研究委員会／新日本法規出版
『マンション建替えモデル事例集』経済調査会／経済調査会出版事業部
『交通事故物的損害の認定の実際』園部厚／青林書院
『民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準 2016 上巻』日弁連交通事故相談センター／日弁連交通事故相談センター東京支部
『民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準 2016 下巻』日弁連交通事故相談センター／日弁連交通事故相談センター東京支部
『交通事故損害額算定基準 25訂版 2016年』日弁連交通事故相談センター／日弁連交通事故相談センター

**商　法**

『下級審商事判例評釈 第10巻（平成16年-20年）』慶応義塾大学商法研究会／慶應義塾大学法学研究会

**会社法**

『新・日本の会社法』河本一郎／商事法務
『アドバンス会社法』長島大野常松法律事務所／商事法務
『会社法関係法務省令逐条実務詳解 改正会社法対応版』阿部泰久／清文社
『内部統制システムの見直しのポイントと記載事例』石井裕介／商事法務
『リスクマネジメント実務の法律相談』竹内朗／青林書院
『コーポレートガバナンス・コードが求める取締役会のあり方』樋口達／商事法務
『監査役・監査委員会・監査等委員会』森濱田松本法律事務所／中央経済社
『招集通知等見直しの実務』倉橋雄作／商事法務
『株主総会の準備実務・想定問答 平成28年』日比谷パーク法律事務所／中央経済社
『社外取締役・社外監査役の兼職等状況の分析』松田由貴／商事法務
『収益認識』PwCあらた監査法人／第一法規

**保険法**

『生命保険の法律相談』大高満範／青林書院

**刑　法**

『刑法特別講義・講演録』川端博／成文堂
『法の奥底にあるもの』前田雅英／羽鳥書店
『二元的犯罪論序説』鈴木茂嗣／成文堂
『新実例刑法』池田修／青林書院
『性暴力と刑事司法』大阪弁護士会／信山社
『リベンジポルノ 性を拡散される若者たち』渡辺真由子／弘文堂
『尼崎事件支配・服従の心理分析』村山満明／現代人文社
『刑事司法における薬物処遇の社会学』Moore Dawn／現代人文社
『触法精神障害者をめぐる実証的考察』深谷裕／日本評論社

**司法制度・司法行政**

『弁護士と隣接士業の業務範囲 改訂版』愛知県弁護士会／
『全国法律事務所ガイド 2016』商事法務／商事法務
『新時代を切り拓く弁護士』本林徹／商事法務
『平和主義と人権を守る司法』東京弁護士会法友会／現代人文社
『2016重要課題と私たちの取組み』東京弁護士会法曹親和会／東京弁護士会法曹親和会
『照会の手引 6訂版』第一東京弁護士会業務改革委員会／第一東京弁護士会

**訴訟手続法**

『事実認定体系 契約各論編2』村田渉／第一法規
『新債権法の要件事実』大江忠／司法協会
『執行文講義案 改訂再訂版』司法協会
『民事保全法 新訂版』瀬木比呂志／日本評論社
『破産法大系 第1巻 破産手続法』竹下守夫／青林書院
『担保権消滅請求の理論と実務』佐藤鉄男／民事法研究会
『実務に学ぶ倒産訴訟の論点』滝澤孝臣／青林書院
『民事再生』佐村浩之／青林書院
『日本版「司法取引」を問う』白取祐司／旬報社
『生きている刑事訴訟法』佐伯千仞／信山社出版
『刑事訴訟法講義案 4訂補訂版』司法協会
『刑事弁護の基礎知識』岡慎一／有斐閣
『実践・財務捜査』清野憲一／立花書房

**少年法**

『「家裁の人」から君への遺言』毛利甚八／講談社
『性加害行動のある少年少女のためのグッドライフ・モデル』Print Bobbie／誠信書房

**経済産業法**

『情報法概説』曽我部真裕／弘文堂
『消費者事件歴史の証言』及川昭伍／民事法研究会
『条解消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則』法曹会
『消費者法講義 第4版』日本弁護士連合会／日本評論社
『独占禁止法の歴史 下』平林英勝／信山社
『回想独占禁止法改正』竹島一彦／商事法務
『中小企業の事業承継M&A活用の手引き』藤原宏高／経済法令研究会
『ポイント解説建設業法令遵守ガイドライン 改訂3版』建設業許可行政研究会／大成出版社

『M&A法大系』森濱田松本法律事務所／有斐閣
『成功する！M&Aのゴールデンルール』奥山倫行／民事法研究会
『逐条解説2015年金融商品取引法改正』梅村元史／商事法務
『証券訴訟を巡る近時の諸問題』日本証券経済研究所／日本証券経済研究所
『金融取引における約款等をめぐる法的諸問題』金融法務研究会事務局
『フランチャイズ契約』西口元／青林書院
『現代の金融機関と法 第5版』川口恭弘／中央経済社
『リスク対応と金融法』吉田光碩／日本評論社
『金融取引法実務大系』現代金融取引研究会／民事法研究会
『不動産担保実務』小野兵太郎／金融財政事情研究会

**知的財産法**

『知的財産訴訟実務大系 1』牧野利秋／青林書院
『知的財産訴訟実務大系 2』牧野利秋／青林書院
『知的財産訴訟実務大系 3』牧野利秋／青林書院
『秘密保持・競業避止・引抜きの法律相談』高谷知佐子／青林書院
『進歩性欠如の拒絶理由通知への対応ノウハウ』高橋政治／経済産業調査会
『特許情報調査と検索テクニック入門』野崎篤志／発明推進協会
『新・注解特許法 上巻』中山信弘／青林書院
『新・注解特許法 下巻』中山信弘／青林書院
『注解意匠法』満田重昭／青林書院
『アンブッシュ・マーケティング規制法』足立勝／創耕舎
『商標法の解説と裁判例 改訂版』工藤莞司／マスターリンク
『年報知的財産法 2015−2016』高林龍／日本評論社
『著作権の法律相談 1』TMI総合法律事務所／青林書院
『著作権の法律相談 2』TMI総合法律事務所／青林書院

**社会法**

『社会法総論』柴田滋／大学教育出版

**労働法**

『企業のための労働契約の法律相談 改訂版』下井隆史／青林書院
『最低賃金法の詳解 改訂4版』労働調査会／労働調査会
『新・労働組合Q&A』東京南部法律事務所／日本評論社
『詳説障害者雇用促進法』永野仁美／弘文堂

**社会福祉法**

『超高齢社会の介護制度』加藤久和／中央経済社
『日本の児童虐待防止・法的対応資料集成』吉田恒雄／明石書店
『認定こども園運営ハンドブック 平成27年版』中央法規出版／中央法規出版
『子どものための法律相談 第2版』第一東京弁護士会少年法委員会／青林書院

**医事法**

『「医療事故調査制度」早わかりハンドブック』小田原良治／日本医療企画
『精神科診療の現状（DVD）』東京法律相談運営連絡協議会

**環境法**

『環境法令パーフェクトガイド 遵守事項編』レクシスネクシス・ジャパン株式会社／レクシスネクシス・ジャパン
『化学物質規制の形成過程 EU・ドイツ・日本の比較政策論』安達亜紀／岩波書店

**教育法**

『子どもの「命」の守り方』掛札逸美／エイデル研究所

**国際法**

『崩壊国家と国際安全保障』遠藤貢／有斐閣
『国連安全保障理事会と憲章第7章』佐藤哲夫／有斐閣
『国際家族法研究』大村芳昭／成文堂

**法令集**

『倉庫業実務必携 8訂』倉庫法令研究会／ぎょうせい
『保育所運営ハンドブック 平成27年版』中央法規出版／中央法規出版

**白書**

『世界経済の潮流 2015年2 2015年下半期世界経済報告』内閣府政策統括官室／日経印刷

**その他**

『業種別業界情報 2015年版』中小企業動向調査会／経営情報出版社